

平内町過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月策定

青森県東津軽郡平内町

目次

1 基本的な事項	1
(1) 町の概況	
(2) 人口及び産業の推移と動向	
(3) 行財政の状況	
(4) 地域の持続的発展の基本方針	
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	
(7) 計画期間	
(8) 公共施設等総合管理計画との整合性	
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	15
(1) 移住・定住・地域間交流の促進	
(2) 男女共同参画社会の推進	
(3) 国際化への対応推進	
(4) 計画	
3 産業の振興	18
(1) 農林業の振興	
(2) 水産業の振興	
(3) 商工業の振興	
(4) 観光の振興	
(5) 他の市町村との連携	
(6) 計画	
(7) 産業振興促進事項	
(8) 公共施設等総合管理計画との整合性	
4 地域における情報化	25
(1) 高度情報システムの充実	
(2) 公共施設等総合管理計画との整合性	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	27
(1) 交通施設の整備	
(2) 交通手段の確保	
(3) 農道、林道及び漁港関連道等の整備	
(4) 計画	
(5) 公共施設等総合管理計画との整合性	

6	生活環境の整備	32
	(1) 快適な生活環境の整備	
	(2) ごみ処理対策の推進	
	(3) 消防・防災体制の充実	
	(4) 交通安全・防犯対策の充実	
	(5) 計画的な土地利用の推進	
	(6) 計画	
	(7) 公共施設等総合管理計画との整合性	
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	40
	(1) 子育て環境の確保	
	(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合性	
8	医療の確保	45
	(1) 保健・医療・福祉の充実	
	(2) 計画	
	(3) 公共施設等総合管理計画との整合性	
9	教育の振興	47
	(1) 教育環境の充実	
	(2) 生涯学習のまちづくりの充実	
	(3) スポーツ・レクリエーションの振興	
	(4) 計画	
	(5) 公共施設等総合管理計画との整合性	
10	集落の整備	52
	(1) 集落の整備	
	(2) 広域行政の推進	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合性	
11	地域文化の振興等	55
	(1) 地域文化の振興等	
12	再生可能エネルギーの利用の推進	56
	(1) 再生可能エネルギーの利用の推進	
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	57
	(1) 自然環境の保全とエコ（ECO）対策の充実	

平内町過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 自然と歴史

当町は青森県のほぼ中央にあり、中心地の小湊は県都青森市から東方約25km（国道4号）の場所に位置し、東西20.64km、南北23.22km、総面積217.09km²を有している。東南方は野辺地町、東北町と七戸町、西方は青森市に隣接し、北方は陸奥湾に夏泊半島が突出し、南北が山岳地帯、中央部が平坦地となっていて里山型を呈している。地質は沖積層で農業に適しているが、特別豪雪地帯に指定されているほか、6月から7月にかけてヤマセ（偏東風）が吹いて低温が続くこともあるなど、必ずしも気象条件に恵まれているとはいえない。

当町は、明治4年の廃藩置県で、青森県第一大区、七小区に編入され、平内村の呼称で小湊に戸長役場が置かれた。明治22年村制が施行された際、東平内村、中平内村、西平内村の3村に分かれ、昭和3年に中平内村は小湊町として町制を布いた。その後、町村合併促進法に基づき昭和30年3月31日に1町2村が合併し、町名を歴史的にも意義深い平内町としてスタートしている。

平成7年に地方分権一括法によって合併特例法の改正が行われ、住民の直接請求により法定合併協議会の設置を発議できる制度の新設や、合併特例債を中心とした財政支援措置の拡充がなされ、以降、市町村合併が政府により強力的に推進された。当町でも平成14年度に青森市との合併を検討したが「住民アンケート」の結果を尊重して合併しない選択をし、現在に至っている。

また、古くには津軽藩領として南部藩と国境を接し、交通の要所として発展してきたが、産業の中心である農業・漁業は規模が比較的零細であることや気象条件に生産が大きく左右されるなど、住民にとっては厳しい生活が続いていた。

さらに近年は、県都青森市の求心力に若年層を中心とした人口流出が続き、農業・漁業を中心に後継者不足が深刻化しつつある。そんな中で技術改良など生産向上に向けた地道な活動が続けられ、特に漁業は、昭和39年のホタテ種苗生産の成功により、捕る漁業からつくり育てる漁業へと力が入れられ、現在では単一漁協での水揚げ高が日本一を誇るホタテ養殖業にまでに成長し、関連加工産業と合わせ、町の基幹産業となっている。

イ 過疎の状況

当町の人口は昭和30年の合併以来、減少傾向が続いている。昭和40年代から昭和50年代にかけて減少幅が一旦落ち着いたが、昭和60年以降は減少が加速的に続いたことにより過疎地域の要件を満たしたことから、平成22年4月1日付けで過疎地域として公示されたところである。その後も平成27年から令和2年の5年間では1,016人減少しており、その後も減少の一途をたどっている状況である。

ウ 産業構造の変化

当町の産業構造を就業別人口比率で見ると、第一次産業は減少を続け、昭和30年の71.4%から令和2年には半分以下の27.3%まで落ち込んでいる。第二次産業は昭和50年に一時減少したものの昭和55年まで増加傾向を続け、以後その水準をほぼ維持している。第三次産業は増加傾向を続け、昭和55年以降は構成比率で第一次産業を抜き、最も多くなっている。

エ 県計画等における位置付け

県は、青森県基本計画「青森新時代への架け橋」を策定し、人口減少の克服と持続可能な地域社会の形成を最重要目標に掲げている。同計画では、「しごと」「健康」「こども」「環境」「交流」「地域社会」「社会資本」の7つの政策テーマを通じて、産業振興、医療・福祉、子育て・教育、脱炭素化、観光・物流、地域コミュニティの維持、公共交通・防災インフラなどの課題に対応する方向性が示されている。当町においても、過疎地域における人口減少、担い手不足、生活基盤の確保、防災・交通、定住環境の整備等の課題は、県計画で掲げる施策と密接に関連している。本計画は、県が目指す「誰もが安心して暮らし続けられる社会」を形成すべく、計画に示した様々な施策に取り組んでいく。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口について

① 人口及び世帯数

当町の人口は、確固とした産業基盤や大規模企業による雇用の場がないことから、昭和45年から昭和50年をピークに若年層を中心として人口流出により減少を続けてきた。

この傾向はなお続くと思われるが、今後は、子育て世代の支援や生活環境の整備を町民と行政が協働で推進し、多様な就業機会の創出や新しい産業の創出・育成することで、若い人たちを中心とした定住を促進する。

世帯数については、平成12年の4,371世帯をピークに減少が続いている。昭和60年から平成12年にかけては、人口減少が進む中で世帯数はほぼ横ばいで推移し、一世帯あたりの人員減少が進んだことが読み取れる。平成12年以降は世帯数が減少し、一世帯あたりの人員数は令和2年時点で2.66人となっている。また、高齢者のみで構成される世帯数が全体の約3割を占めていることから、今後も世帯数が減少することが予想される。

人口動態を見てみるとこの20年間、自然動態、社会動態ともに減少が続いている。特に平成22年以降は死亡数が200人を超える一方、出生数が60人を下回る年があるなど自然減が年々拡大している。社会動態については、進学や就職をきっかけとする若者世代の流出傾向は続いているものの、町全体としては、近年、転入と転出のいずれも少なくなっており、転出超過も抑えられている。人口の変動に及ぼす影響としては、自然動態の占める割合がますます大きくなると予想される。

これにより、町の総人口は急激な減少を招くと予想され、令和17年には7,270人を見込んでいる。

また、世帯数については、依然として核家族化傾向が続き、高齢者の単身世帯も総世帯数のうち約1割を占めることから、人口減少とともに減少する見込みである。

以上のことから、令和17年には一世帯あたり人員として2.1人を、世帯数は3,460世帯を見込んでいる。

② 年齢別階層人口

昭和30年代は年少人口（0～14歳）が約41%、生産年齢人口（15～64歳）が約54%、高齢者人口（65歳以上）が約5%だったが、昭和40年代以降、年少人口比率は減少し続け、高齢者人口比率は増加し続けている。平成27年の数値は、年少人口が約10%、生産年齢人口が約55%、高齢者人口が約35%と年少人口比率と高齢者人口比率が合併当時（昭和30年）と逆転している。

一般的に人口減少の要因は、「自然減」と「社会減」に大別されるが、当町では転出数が転入数を上回って推移し、社会減は一貫して継続している。一方、自然増減をみると、出生数の減少に加え、高齢者が増加したことで死亡数の増加が加速しながら推移している。結果、当町の人口減少には従来からある「社会減」と近年目立つ「自然減」の両要因の影響が大きく、今後の「社会減」「自然減」に対する改善施策を行う必要がある。

令和5年の転入者数から転出者数を引いた社会増減をみると、41人前後減少し、そのほとんどが生産年齢人口による減少となっている。

このように当町における人口減少の主な理由としては、生産年齢人口の減少が挙げられる。地域経済を支える担い手としての生産年齢人口は、平成27年～令和27年の30年間で70%の減少が予測されるため、生産年齢人口を維持するための対策が必要となる。

以上のことから、令和17年には年少人口、生産年齢人口、高齢者人口について、それぞれの比率を7.2%、42.4%、50.4%と見込んでいる。

イ 産業構造について

当町の産業別就業人口の変遷をみると、昭和30年の合併当時は第一次産業71.4%、第二次産業6.2%、第三次産業22.4%であった産業構造が、高度経済成長期を経て産業の高度化が進み、第二次産業、第三次産業の割合が大きく伸び、令和2年では第一次産業27.3%、第二次産業19.7%、第三次産業52.9%となっている。

人口減少及び少子化に伴う第一次産業の担い手不足が危惧される。これまでは、生産年齢人口が減っても、元気な高齢者が農業や漁業に携わることで、第一次産業の割合が保たれてきたが、人口がこれまでにないペースで減少し高齢者の半数以上が75歳以上となる時代の到来を見据え、担い手の育成・確保や新たな技術の導入による生産性の向上、新たな経営方法による事業安定化などが課題となる。

① 第一次産業

当町の第一次産業は合併当時、農業が主な産業だったが、昭和40年代にホタテガイ養殖の安定的な生産方法が確立・普及され、漁業の就業者や水揚高が急速に増加し、昭和50年には就業人口が農業を追い越した。

ホタテガイ養殖は、町の基幹産業であり、養殖されたホタテガイの水揚量を日本一にするため努めている。しかし、半成貝主体の出荷による母貝不足や、陸奥湾の高水温に伴う育成不良などの課題もあり、安定的な生産に向けた基盤構築が求められている。こうした状況の中で、若者世代を中心とした平内ホタテブランド力強化の動きが見られつつあり、北海道産ホタテガイの動向に左右されないブランド価値の確立や高付加価値化に向けた取り組みも課題となっている。

農業では、稲作を中心に転作作物や野菜を栽培しているが、当町の気候はヤマセによる低温や日照不足など農耕には条件が良好ではない。自然条件に適した品種の選定や独自性の高

い作物の導入、あるいは高付加価値化などにより競争力・販売力のある農業への転換が必要である。また、農地の集積・集約や集団による営農など経営の大規模化による効率化、ロボット技術や情報通信技術を活用したスマート農業による省力化の推進が期待されている。

② 第二次産業

産業別就業者数の割合では、高度経済成長期から昭和50年代まで建設業が多くを占めていたが、現在では建設業と製造業が約半数ずつとなっている。

建設業は、町のインフラ整備や住宅建築のみならず、災害復旧にも欠かせない産業である。快適な住環境やライフライン確保・維持のために、事業所や就業者の数的安定や健全な経営維持が今後必要とされる。

製造業においては、就業者数、製造品出荷額ともに食料品製造業が多い割合を占めている。当町の特産であるホタテガイに関する加工場が該当し、第二次産業と第三次産業の中で売上高が最も高く、当町の経済をけん引する産業である。ホタテガイ（冷凍・ボイル・乾燥を含む）は国内のみならず、国外においても引き合いが強く、日本から輸出される農林水産物の中で2位の品目であり、域外からの収入を獲得できる優れた産品であるため、品質向上や流通先開拓によるさらなる産業成長が期待される。

一方、これ以外の製造業は、平成以降、新たな工場の立地もなく、町の労働力が町外へ流出している傾向にあるため、企業誘致や創業支援を推進する必要がある。

③ 第三次産業

事業所別に調査した結果では、医療・福祉の従業員数が最も多く、その内訳は社会福祉・介護事業が大半を占めている。次いで卸売業・小売業が多く、飲食料品小売業が中心である。医療・福祉と卸売業・小売業で当町の約50%に達している。このほか、生活関連サービス業・娯楽業（洗濯、理容、美容、浴場など）や宿泊業・飲食サービス業、複合サービス事業（郵便局、農林水産業の協同組合）が比較的割合の高い産業である。

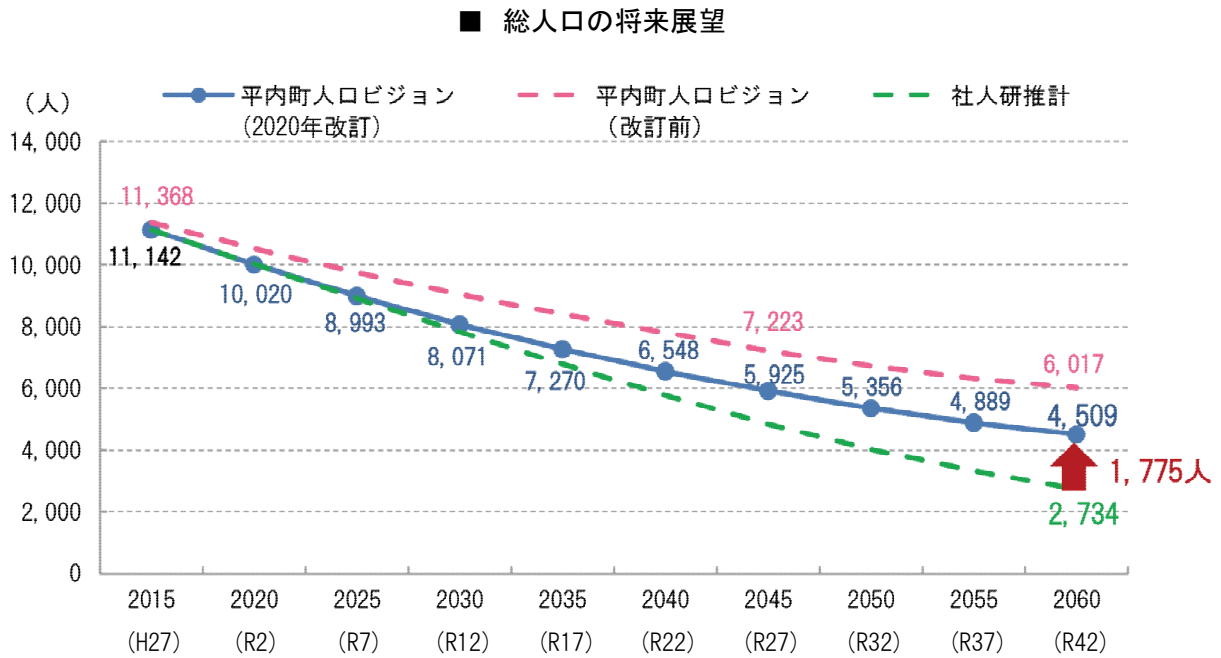
表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

単位(実数/人・増減率/%)

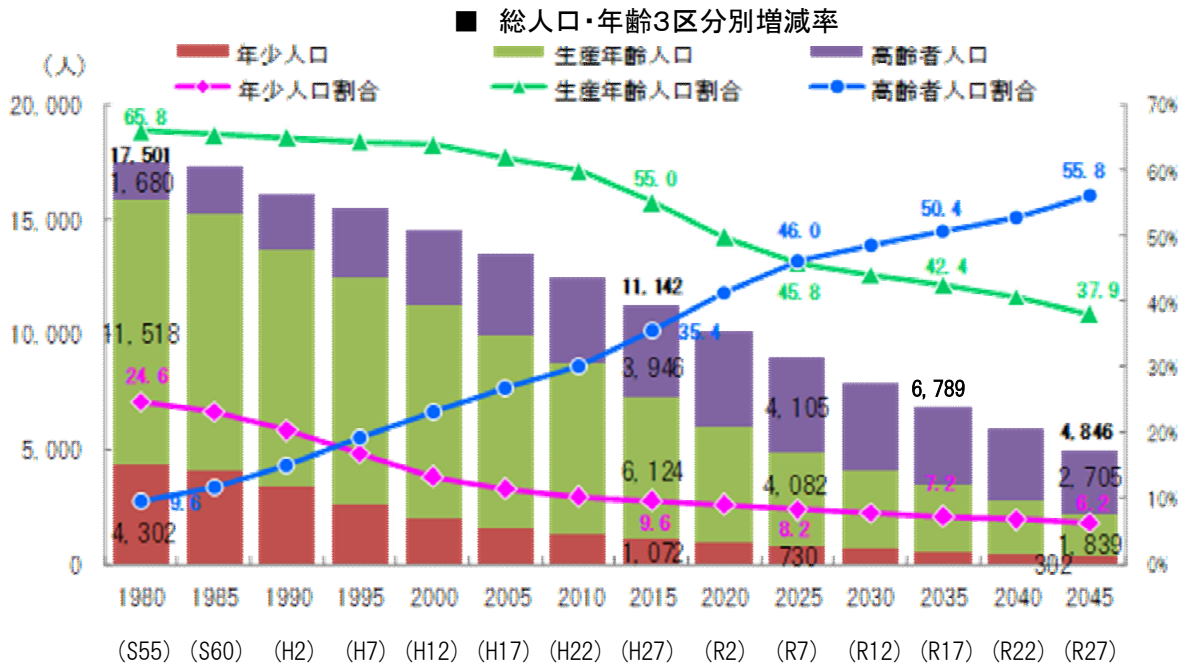
区 分	昭和 35 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	18,836	16,103	△14.5	13,483	△28.4	11,142	△40.8	10,126	△46.2
0 歳～14 歳	7,752	3,276	△57.7	1,538	△80.2	1,072	△86.2	906	△88.3
15 歳～64 歳	10,091	10,427	3.3	8,339	△17.4	6,123	△39.3	5,050	△50.0
うち 15 歳～ 29 歳(a)	3,970	2,658	△33.0	2,009	△49.4	1,119	△71.8	893	△66.4
65 歳以上 (b)	993	2,399	141.6	3,599	262.4	3,946	297.4	4,164	319.3
(a)/総数 若年者比率	21.1	16.5	-	14.9	-	10.0	-	8.8	-
(b)/総数 高齢者比率	5.3	14.9	-	26.7	-	35.4	-	37.3	-

(注) 増減率は、昭和 35 年との比較

表 1-1(2) 人口の見通し



【出典】国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所、平内町人口ビジョン



【出典】1985年～2015年 総務省「国勢調査」、2020年～2045年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(3) 行財政の状況

当町の財政状況は、景気の低迷や人口減少等の影響により地方税などの収入が伸び悩む一方で、扶助費など制度上不可避な経費が年々増加しているほか、少子高齢化の進展や行政ニーズの多様化により行政需要も増大しており、依然として厳しい状況下にある。

今後ますます多様化・高度化する行政ニーズに的確に対応していくためには、事業の優先順位を勘案し、限られた財源を中・長期的展望に立った計画的・重点的かつ効率的に配分する必要がある。

このため、財政運営にあたっては、社会経済の環境変化や最新情報を的確に捉え、歳出側では優先事業の設定や民間活力の導入による効率的な財政支出、歳入側では税収の確保はもちろんのこと、ふるさと納税制度の積極的な活用といった新たな財源確保策も模索しながら、並行して健全化判断比率などにも注視しつつ、効率的で健全な財政運営が求められるところである。

※これまでの財政状況の推移（普通会計の近5カ年）

歳入については、地方税や使用料など町で独自に調達する自主財源が、近5カ年の平均で約19%であるのに対し、残りは地方交付税や国・県からの補助・負担金、町債などの依存財源となっており、脆弱な財政構造であると言わざるを得ない。それに加え、施設の老朽化に伴い更新、改修に係る町債の借入額も年々増加しており、今後の財政運営上懸念されるところである。

歳出については、公債費が過去の町債発行抑制の効果からの減少が下げ止まりし、大規模な事業を行うために借り入れした町債発行等により増加に転じているほか、業務のシステム化によるサーバー機器等の更新やプログラム改修に係る物件費の増大に加え、特別会計の不足分を補うための繰出金も増加傾向にあり、依然として扶助費や人件費をはじめとする義務的経費も約35%と高い割合を占める状況にある。

基金については、各年度取崩しと剰余金処分による積立を繰り返しているところであるが、庁舎等大規模な施設更新に備え近年5カ年の間に約4億2千万円程度の積み増しを行っており、令和6年度末時点では基金全体で約20億2千万円を確保しているところである。

地方債現在高については、大規模事業に係る町債発行により増加傾向で推移しており、令和6年度末時点では79億円程度に増加している。

このように、財政状況は実質収支及び基金積立金等を見るかぎり比較的安定しているようにも見えるものの、近年は財政調整基金等を取り崩して予算編成している状況にあり、自主財源に乏しく脆弱な状況である。健全化判断比率等については現状で早期健全化基準または経営健全化基準を超える財政指標は無いものの、今後もより一層の行財政改革の推進に努める必要があるといえる。

表1-2(1) 町財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成 27 年度	令和元年度	令和 6 年度
歳入総額 A	6,510,435	7,030,227	8,133,421
●一般財源	4,516,103	4,207,896	5,012,919
●国庫支出金	737,373	640,729	966,104
●都道府県支出金	530,417	704,878	722,792
●地方債	507,600	1,015,700	709,201
●●うち過疎対策事業債	133,300	220,900	147,900
●その他	218,942	461,024	722,405
歳出総額 B	6,398,699	6,866,444	7,973,004
●義務的経費	2,359,484	2,324,299	2,797,644
●投資的経費	480,567	1,262,533	978,013
●●うち普通建設事業	466,640	1,262,407	977,882
●その他	3,342,721	2,955,167	4,199,347
●過疎対策事業費	215,927	324,445	218,333
歳入歳出差引額 C(A-B)	111,736	163,783	160,417
翌年度へ繰越すべき財源 D	4,354	2,147	17,815
●実質収支 C-D	107,382	161,636	142,602
財政力指数	0.215	0.26	0.24
公債費負担比率	9.2	11.2	13.2
実質公債費比率	10.2	10.4	10.9
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	77.5	82.6	79.5
将来負担比率	74.9	75.3	69.4
地方債現在高	5,282,350	6,163,249	7,894,860

(地方財政状況調)

(4) 施設整備水準の状況

当町の公共建築物の数は、令和5年度末時点で154施設となっており、主な内訳は、学校教育施設が28.4%、スポーツ・レクリエーション系施設が14.4%、文科系施設が15.4%、行政系施設が12%、医療施設が7%となっている。

公共建築物は、昭和40年代から現在にかけて継続して建設されてきており、特に平成8年に多くの施設が建設されている。建築後60年で建て替えると仮定すると、令和8年度から継続して毎年更新が行われることになるが、利用者のニーズ等を踏まえ、公共施設等の長寿命化・削減を検討し、計画的な整備を行う必要がある。

町道整備は、計画的に整備を進めてきており、令和元年度末時点で、改良率83.4%、舗装率79.1%と着実に向上している。

上水道については、令和6年度末時点で、普及率96.8%に達しているが、安全で良質な水を安定供給するため、引き続き老朽管の更新と施設の耐震化を進めていく。

下水道については、平成11年から整備が進められ、令和5年度に計画区域すべての整備が完了し、下水道区域内処理人口普及率は、令和6年度末時点で80.1%に留まっている。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年 年度末	令和6年 年度末
市 町 村 道						
● 改良率 (%)	74.3	75.7	81.1	80.5	83.3	83.4
● 舗装率 (%)	55.2	68.4	74.4	75.7	78.1	79.1
農 道						
延長(m)	100,901	102,401	98,544	61,411	63,973	63,973
耕地1ha当たり農道延長(m)	55.3	47.0	46.5	35.3	41.5	43.8
林 道						
延長(m)	82,121	79,031	79,723	70,054	70,054	71,094
林野1ha当たり林道延長(m)	7.3	5.4	5.5	5.5	5.6	5.6
水 道 普 及 率 (%)	90.9	93.5	93.3	93.9	96.5	96.8
水 洗 化 率 (%)	—	—	42.4	56.6	60.8	80.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	6.5	7.0	6.5	7.4	9.0	9.9

(注) 1 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成22年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

昭和55年度末及び平成2年度末の「水洗化率」については、当該数値を示す資料が残っていないため、記載していない。

2 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定する。

改良率＝改良済延長／実延長

舗装率＝舗装済延長／実延長

- 3 上記区分のうち、平成12年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成22年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

- 4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。

水洗化率＝（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I）／J

A：当該市町村の公共下水道現在水洗便所設置済人口

B：当該市町村の農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C：当該市町村の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D：当該市町村の林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

E：当該市町村の簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

F：当該市町村の小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

G：当該市町村のコミュニティ・プラント処理人口

H：当該市町村の合併処理浄化槽処理人口

I：当該市町村の単独処理浄化槽処理人口（※）

J：当該市町村の住民基本台帳登録人口

※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口（農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値。

（5）地域の持続的発展の基本方針

ア めざす姿（基本的な方向）

当町では、地方税をはじめとする自主財源に乏しく、地方交付税などに依存せざるを得ない脆弱な財政構造にあり、今後さらに財政状況が厳しくなることが懸念されるところである。

このような中で、平成22年4月1日に過疎地域自立促進特別措置法第2条規定が適用となって以来、施策を講じ一定の効果を上げてきたところであるが、当町が将来にわたって自立するためには、引き続きハード事業・ソフト事業を十分に考慮した上で、青森県過疎地域持続的発展方針に基づき、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要である。

具体的には、「第六次平内町長期振興計画」に掲げる「人と自然と産業が輝く 魅力あふれるまち」をめざす姿とし、過疎地域等の現状や課題を踏まえた上で、持続的発展のために実施すべき施策に取り組むものとする。

イ 基本的な施策

令和2年度から10年間の総合計画である第六次平内町長期振興計画の基本計画に基づき、時代の変化に対応した施策を「安全・安心、健康」「産業・雇用」「環境」「教育・人づくり」の4分野に構成し、効果的な実施を図っていく。

① 安全・安心、健康分野

すべての人が安全・安心、健康に暮らせる持続可能なまちづくりをめざして地域医療・介護体制の充実、社会基盤整備、防災・防犯対策などの充実に向けて、6つの基本施策に取り組む。

<基本施策1 社会福祉の充実>

高齢化が進展する現代社会において、介護を必要とする高齢者等が自分らしく在宅生活を続けられ、地域住民が支え合いながら活躍できる「地域共生社会」の実現をめざし、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて取り組む。

<基本施策2 保健・医療・福祉の充実>

当町は平均寿命が全国的に見ても短命であり、特定健診受診率・特定保健指導率でも国の目標を下回っていることから、平均寿命県内1位をめざし、特定健診受診率向上を図るほか、高齢化率の高まりに対応した保健・医療・福祉の連携を推進する。

<基本施策3 快適な生活環境の整備>

生活環境に関しては、道路の改良や補修の要望に対応するとともに、ゆとりや安らぎ、豊かさを実感できる環境をめざし、道路交通ネットワークの管理や既存施設の老朽化対策、植物の手入れ等を通じたまちづくりに取り組む。

上水道では、利用率低下対策、耐震性を有した管路の更新や定期的な水質調査により安全かつおいしい水の供給をめざす。下水道では、加入率向上と合わせて効率的な維持管理方法を検討し、計画的な維持・運営に取り組む。

将来にわたり安全・安心な住みよい環境の保持をめざし、木造住宅の耐震化や既設住宅の維持管理などの周知活動を行うとともに、新築やリフォーム費用の助成により快適な住まいづくりの促進に加えて、空き家増加の抑制等の空き屋対策に取り組む。

<基本施策4 交通体系の充実>

道路交通網は、町の活性化や住民の移動に必要不可欠なインフラであり、公共交通の利用促進を進めるとともに、町と交通事業者が連携し、効率的で持続可能な交通体系の構築に取り組む。

<基本施策5 消防・防災体制の充実>

頻発している自然災害対策では、点検・整備の一層の充実を図るとともに、平内町防災計画に基づいて町民向け防災マニュアルの作成や指導體制を強化し、有事に最大限の力を発揮できる体制づくりに取り組む。

<基本施策6 交通安全・防犯対策の充実>

交通安全では、不安に感じる高齢ドライバーの方への支援、生活道路の安全対策を行うとともに、防犯対策では、明るい地域社会の構築を重視し、意識の高揚を図りながら地域や関係機関の連携により安心して生活できる環境づくりに取り組む。

② 産業・雇用分野

多様な就業機会の創出や新しい産業の創出・育成から、活力あふれるまちづくりをめざし、地元企業・地場産業への支援、企業誘致の推進、着地型観光への支援など、4つの基本施策に取り組む。

<基本施策1 持続的な農林畜産業への転換の推進>

厳しい自然条件下で就農している当町の農林畜産業では、持続可能な構造へと転換することをめざし、農林畜産業を体験できる場の提供や農林畜産業従事者の確保、6次産業化の推進、森林整備や高品質牛生産の推進に取り組む。

<基本施策2 水産業の振興>

水産業の振興では、漁業者が減少傾向にあるなかで「養殖ホタテガイ水揚げ日本一のまち」を持続可能なものとするため、後継者対策強化、生産基盤の充実、地産地消の促進、管理型漁業の推進に取り組む。

<基本施策3 商工業の振興>

商工業の振興では、地域活性化にとって重要な位置づけになりますが、中小企業の経営は厳しさを増していることから、地域の特性を生かした消費者サービスの充実、商店街の環境整備、起業者の育成と企業誘致を行うなど、地域活性化に取り組む。

<基本施策4 観光の振興>

観光の振興では、ニーズに対応した持続可能な観光メニューの創出をめざし、夏泊半島リゾート計画として「椿山・大島エリア」、「夜越山森林公園エリア」、「ほたて広場エリア」の整備、情報発信の強化、利便性の向上などに取り組む。

③ 環境分野

世界的に求められている循環型社会への転換をめざして、環境問題に対する意識啓発、ごみの減量化と再資源化の推進など、2つの基本施策に取り組む。

<基本施策1 自然環境の保全とエコ（ECO）対策の充実>

自然環境の保全とエコ（ECO）対策では、町民や事業者等が自然環境の破壊を深刻な問題として身近に捉え、共有できるよう学習できる機会を増やすとともに、陸奥湾の浄化活動を支援する体制づくりの整備に取り組む。

<基本施策2 ごみ処理対策の推進>

ごみ処理対策では、3Rの取組に関する積極的な広報活動や、ごみの分別ルールの徹底などを行い、限りある資源を節約し循環するシステムを築きあげることにより、次世代に適正な生活環境を引き継げるよう実現可能な施策の推進に取り組む。

④ 教育・人づくり分野

次代を担う子どもたちの教育環境の充実、またすべての町民の多様な経験、価値観を広げる機会の充実をめざし、人材育成、地域・家庭・学校が連携した教育への取組、社会教育、生涯学習などの活動の充実など、6つの基本施策に取り組む。

<基本施策1 教育環境の充実>

教育環境の充実では、教育を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中で教育施設や教育内容の充実に努めるとともに、家庭や地域社会と連携しながら基本的な学力の定着や豊かな心

と体の育成などを着実に進められる教育体制に取り組む。

<基本施策2 生涯学習のまちづくりの充実>

町民の多様化・高度化する生涯学習へのニーズを的確に把握し、充実した生活と心の豊かさを実感できる“まちづくり”を推進するため、多方面にわたる学習プログラムの提供などによる人材の育成や確保とともに、公民分館やコミュニティセンターの利用促進に取り組む。

<基本施策3 芸術・文化の推進>

町民が芸術・文化、伝統芸能に興味関心を持てるような機会を創出し、保存・継承のための事業の取組や文化財の活用法を検討するとともに、地域の特色や産業、観光、教育等、幅広い分野での連携を進めるなど総合的に取り組む。

<基本施策4 スポーツ・レクリエーションの振興>

スポーツ・レクリエーションの振興では、各種施設の老朽化解消と設備強化・充実に取り組むとともに、町民の誰もがスポーツ、レクリエーションに親しめるよう、活動の場の提供や施設開放の促進に取り組む。

<基本施策5 男女共同参画社会の推進>

社会・経済活動の活力維持のために今まで以上に求められている、女性の人権尊重や能力発揮、社会参加のために、あらゆる分野において男女平等を推進する教育や学習の充実などの施策に取り組み、真の男女共同参画社会の実現をめざす。

<基本施策6 国際化への対応推進>

国際化への対応推進では、入管法の改正を受けて今後ますます外国人労働者の増加等が予測されるため、公共施設等において多言語化した案内標識や表記に取り組むほか、外国人と町民の相互理解・共生の進展を図る。

ウ 他の市町村との連携による施策推進

当町は、過疎地域における持続的発展を図るにあたり単独では対応が難しい課題について、周辺市町村との協力関係を深め、地域が有する資源に加え、行政運営に必要な情報や知見を共有しながら連携を進める。

また、産業振興、医療、保健・福祉、教育、交通、子育て支援、生活基盤の整備、環境保全、再生可能エネルギーの活用など、多岐にわたる施策分野において相互協力による広域的な取組を展開し、地域全体の発展と広域的な課題解決に資する取組を推進するものとする。

(6) 地域の持続的発展のための基本目標

平成27年国勢調査時の総人口11,142人を基点として社人研における推計では、令和12年に7,834人まで減少すると予測されるが、自然動態については、平成27年度時点で1.47である合計特殊出生率を令和12年までに1.80まで上昇、社会動態については、平成22年～平成27年の国勢調査(実績)に基づいて算出された純移動率を令和12年に0.6倍、令和27年以降に0倍(移動率ゼロ・移動均衡)となることを目標に、各分野の基本施策を講じるこ

とにより、令和12年の人口を平内町人口ビジョンで掲げている8,071人までの減少に抑える。

なお、分野毎の目標については、各項目に記載する。

(7) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画は、「第六次平内町長期振興計画」の基本計画に基づいており、その中で示している将来像や基本理念は、「第3期平内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方向性とも合致していることから、目標達成の評価は、外部有識者等の構成により毎年度開催される「平内町まち・ひと・しごと創生会議」で審議し、必要に応じて評価の改訂を行っていく。

(8) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とする。

(9) 公共施設等総合管理計画との整合性

平内町公共施設等整備計画に記載された、現状の課題と課題解決に向けた総合的かつ計画的な管理の基本方針は以下のとおりであり、本計画は当該平内町公共施設等整備計画に適合している。

ア 現況の課題

- ① 投資的経費を大きく上回る修繕・更新のピークが間もなく到来
- ② 「対症療法型の維持管理」では投資的経費を上回る修繕・更新費が必要
- ③ 公共建築物（ハコモノ）の修繕・更新費が多い

イ 課題解決に向けた基本方針

- ① 予防保全型維持管理・長寿命化による将来更新費の縮減【長寿命化】

計画的な点検・診断・修繕を実施し、予防保全型の維持管理を行うことで、公共施設等を安全かつ経済的に使用することが可能となる。このためには、個別施設別の長寿命化計画の早期策定を行い、適切なメンテナンスサイクルの構築に努める。

- ② 質と量の最適化による公共建築物の削減【質と量の最適化】

当町は、小湊町、東平内村、西平内村の合併により多くの公共建築物を保有している。公共施設等の将来更新費においても約6割を占めるものであり、公共建築物の削減が必要となる。このため、住民ニーズを把握し、利用度の低い施設については、統廃合や除却等の検討を行い、今後40年かけて延べ床面積を約3割削減することに努める。

- ③ 改修・建替え工事の分割による将来更新費の平準化【平準化】

高度経済成長期に建設された多くの公共施設等は、間もなく改修・建替えの時期を迎える。当町においても、充た可能な投資的経費を大きく上回ることが予測される。このため、限られた予算内に将来更新費用を抑えるため、改修・建替えの優先順位を検討し、工事実施時期を計画的に分散することで、将来更新費の平準化に努める。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進

ア 現況と問題点

当町の人口は昭和30年の19,315人がピークで、その後は「平内町人口ビジョン」に示しているとおり減少を続けている。また、少子高齢化が進んだことで平成6年を境に高齢者人口が年少人口を上回り、生産年齢人口については近年の減少傾向が顕著である。

これは、転入者よりも転出者が上回る社会減が続いているため、このままでは若者や労働力の流出等による人材不足や経済力の低下を招くなど、地域経済及び地域振興に多大な影響を及ぼすことになる。

イ 対策

① 移住・定住しやすい環境の整備

県庁所在地に隣接しているという地の利を活かしながら、町の基幹産業の振興、新産業の創出等を図る。また、若年層や壮年層の人口流入の増加を目指すとともに、進学等で大都市圏へ流出した若者が就職等を機にU I Jターンで戻ってきやすい環境の整備等を図る。

② 様々な分野での人との繋がりを促進

美しく潤いあふれる自然環境、当町の基幹となる農林水産業を活かしたグリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムの導入により、町内外、県内外との新たな交流を創出していく。

また、地域の風土が育んできた伝統的な文化、風俗、特産品など都市部にはない豊富な自然や観光資源の有効活用を図り、産業、経済、スポーツ、文化等、様々な形での都市部等との地域間交流を促進する。

そのほか、地場産品や地元の食材を活かした郷土料理を積極的に宣伝することで新たな交流を創出し、農林水産物及び加工品の販売施設、農林体験施設などの町有施設の有効活用にも繋がり、個人やグループでの交流が生まれる。また、ICTを活かした交流も広がっていく。

<目標>

- ・移住相談者数：5年間で70人以上
- ・新築住宅建設補助金及び中古住宅取得補助金の移住者特例該当者：5年間で20人以上

(2) 男女共同参画社会の推進

ア 現況と問題点

当町では、「平内町男女共同参画プラン」を策定し、性別による差別や格差の解消に努めてきた。近年、急激な少子高齢化が進行する中で、社会・経済活動の活力維持のためにも、女性の人権尊重や能力発揮、社会参加が今まで以上に必要となる。

法律や制度面での男女平等は達成されつつあるが、家庭内暴力や職場でのセクハラやパワハラ等のニュースが後を絶たないことから、現在も古い価値観や慣習が女性の社会参加や自立を阻害する大きな要因となっている。

これらのことを踏まえ、男女がともに認め合い、より良いパートナーとして社会活動に参画できるような地域社会全体の意識や仕組みを推進し、充実していくため、男女ともにワークライフバランスを実現できるよう、町民の理解と協力による町全体での意識づくり、環境づくり

が必要である。あらゆる分野で女性の意見が尊重されるよう、政策や方針決定の場に女性が参画できる機会を充実することが重要となる。

イ 対策

① まちづくり活動への女性の参加の促進

女性の生き方に対する意識変化や少子・高齢化が進展する中であって、社会・経済活動の活力維持のためにも女性の経験や能力が発揮され、町民の理解と協力を得ながら真の男女共同参画社会が実現できるよう「平内町男女共同参画プラン」に基づき、地域のリーダー育成やまちづくり活動への女性の参加を積極的に促進する。

また、家庭・職場・地域のあらゆる分野に女性ならではの視点からの意見が反映されるよう、社会参加や学習機会の充実を図り、行政の各種委員会をはじめ政策や方針決定の場への女性の積極的な参画の機会提供を促進する。

② 男女の不平等感の是正、解消

性別による固定的な役割分担意識や、女性に過重な負担を求める社会の慣習や慣行が、現在も当町の基幹産業である一次産業を中心に依然として根強く残っている。女性が育児・介護に追われ、社会活動に参加できないなど、男女の不平等という課題の是正や解消に努める。そのため、平内町男女共同参画プランの一層の普及と地域の女性リーダーの育成を柱に、誰もが等しく学習できる機会を提供し、従来の価値観の見直しや社会システムの変革を促進する。

<目標>

- ・ 審議会等における女性委員の割合：20%以上
- ・ 講座開催：年1回以上

(3) 国際化への対応推進

ア 現況と問題点

経済社会や情報のグローバル化が進展し、人や物が国境を越えて行き交うことが特別ではない時代になった。青森県においても東アジアからの来訪を中心に外国人観光客数が増大している。また、国内での労働力不足を背景に外国人労働者受入れ拡大を目的として新たな在留資格が創設され、定住人口の獲得も含めた外国人誘致の競争が見込まれる。

外国人の流入機会が増える一方、受け入れる環境は十分とは言えない状況である。公共施設や観光地の看板・パンフレット等の多言語化やピクトグラム導入など、外国人が安心して過ごせる環境づくりが必要となっている。また、異文化理解の啓発を図ったり、外国人が日本について学べる場を設けたりするなど、地域の中でお互いを尊重しながら共生できる国際性に富んだ社会形成の必要がある。

学校教育においては、国際社会で活躍できる人材を育成するための基礎として、英語教育の充実を図る必要がある。

イ 対策

① 多言語対応と利便性向上

外国人が不便さを感じることなく観光地を訪れたり買物したりできるよう、公共施設や観光地の看板・パンフレット等の多言語対応やピクトグラム活用を推進する。

また、キャッシュレス決済や無料Wi-Fiなど満足度の高い環境づくりを図る。

② 国際性豊かな社会形成

文化や宗教が異なる人が同じ地域で共生していくためには、お互いのことを理解する必要がある。外国から来訪した人々に対する“おもてなしの心”や異文化理解を町民に啓発する一方、外国人が日本語や日本文化・生活様式について学んだり、相談したりできる場を設け、地域の中でお互いを尊重しながら共生できる社会形成に努める。

③ 英語教育の充実

多様な分野の国際化に対応し、国際性豊かで行動力のある人材育成のため、国際人の資質向上の基礎として学校における英語教育の充実を図る。外国語指導助手を活用し、生きた英語に触れる機会づくりや国際感覚の養成を推進する。

<目標>

- ・外国人への情報提供：日本語が話せなくても一定の情報が得られる環境を作る
- ・観光パンフレット等の多言語化：外国語版のあるパンフレット3件以上

(4) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 ○移住・定住	移住定住促進事業 【事業内容】 町内に定住することを目的に住宅を取得する際及び賃貸住宅に入居する際に補助金を交付する。 【事業の必要性】 過疎化の進行が著しい当町において、人口減少の抑制を図る必要がある。 【見込まれる事業効果】 住居に係る費用を補助することで、移住者・定住者の増加が期待できる。	町	

3 産業の振興

(1) 農林業の振興

ア 現況と問題点

当町の農林畜産業は、高齢化による離農や廃業、担い手不足などにより就業人口の減少が続いている。また、気候もヤマセによる低温や日照不足など、農耕には良好な条件ではない。作付面積は水稲が大部分を占め、野菜等の畑作は少数となっている。今後は、所得向上につなげる6次産業化の推進、担い手の確保による農林畜産業を持続的に支える仕組みづくりが必要となる。また、農作業の省力化により少人数でも継続できる農林畜産業への転換が最大の課題となる。

イ 対策

① 農林畜産業を体験できる場の提供の推進

都市部や他市町村に住む子どもとその家族を対象に、農業に興味のある方々を募集し、実際に体験してもらう。その後、継続的に消費者の立場からの要望や意見交換の機会を設けて交流を深め、将来的に当町での農林畜産業に携わる人口の増加につながるよう取り組む。

② 大豆、そばの生産・加工・販売までの6次産業化の推進

大型乾燥機や色彩選別機、汎用コンバインを導入した「大豆」や「そば」の生産・加工・販売までの6次産業化を推進する。また、観光やその他事業と連携し、イベント等を通じて地域農産物ブランドのPRなど情報発信を行う。

③ 農林畜産業従事者確保及びスマート農業の推進

労働力不足を解消するため、青森農業協同組合で実施しているマッチングを活用し、障害者就労施設等との農福連携とともに、多様な人材を積極的に雇用すべく外国人材の登用を推進する。併せてICTやロボット技術を活用し、農作業の省力化、省人化を実現するためスマート農業を推進する。

④ 森林整備の推進

森林経営管理法に基づき、町が管理しなければならない森林等で間伐や植樹等の整備を行うことにより、ミネラル成分が山から川を通じて陸奥湾に流れ込み、当町の特産品である良質なホタテガイの育成につながる。こうした森林の有する諸機能を維持していくため、森林整備を推進する。

⑤ 高品質牛生産の推進

肉用牛については、高価販売を目標とし、良質繁殖雌牛の整備と人工授精による系統の組合せを考慮し、一年一産を推進する。

乳用牛については、未經産牛の出産リスク回避のため黒毛和牛の人工授精、及び経産牛では優良な雌牛を生産するため受精卵移植を推進する。

<目標>

- ・新規就農者数：3人以上
- ・スマート農業導入農家数：3経営体
- ・スマート農業への取組戸数：取組戸数5戸
- ・子牛の年間出産頭数：親牛の頭数の概ね8割

(2) 水産業の振興

ア 現況と問題点

当町の養殖ホタテガイについては、令和5年の総水揚げ実績が約30,400トン（約77億円）、生産量では99.2%を占めており、県全体の約半分を占める「養殖ホタテガイ水揚げ日本一のまち」を目指している。しかし、当町のホタテガイ養殖経営体（漁業者）は少子高齢化の影響を受けて減少傾向にあり、平成30年から6年間で95戸（11.4%）減少している。また、陸奥湾の高水温による育成不良の影響により、養殖業を廃業する経営体も見られ、陸奥湾全体で漁業後継者対策強化に取り組む必要がある。

こうした状況のなかで、機械化による省力化が進む一方、ホタテガイ養殖作業の共同化、組織化を視野に入れた検討が急務となっており、関係機関と連携しながら進める必要があることに加えて、養殖に伴い発生する養殖残渣の削減と処理に努める必要がある。

さらに、基幹産業であるホタテガイ養殖の更なる安定を目指すことが必要であることから、当町においては、ホタテガイの付加価値を高めるとともに、自然災害に負けないような更なる養殖技術の向上（種苗の採取から育成して出荷までの期間）を目指し、加工等関連産業では経営安定化を図る必要がある。また、地域ブランド力の強化や流通基盤の強化に努め、関係機関と連携しながら新企画商品開発等への支援に取り組む必要がある。

イ 対策

① 「養殖ホタテガイ水揚げ日本一のまち」の漁業後継者対策強化

後継者が働きやすい環境づくりや新規就業者の受け入れ体制づくり、ホタテガイ養殖の魅力を地域の子どものために伝えるための体験学習の強化を行うなど、後継者の確保に取り組む。

② 「養殖ホタテガイ水揚げ日本一のまち」の漁業生産基盤の充実

ホタテガイ養殖漁業を当町の基幹産業として維持・発展させるため、衛生管理施設の整備の検討、施設の老朽化対策等を進めるなど、漁業生産基盤を充実させる。

③ 「養殖ホタテガイ水揚げ日本一のまち」の地産地消の促進

平内ホタテガイの高付加価値や流通基盤強化、新企画商品開発に向けた取組を行い、ほたて広場、ひらないまるごとグルメ館をプラットフォームとして、地産地消に努めながら、地域ブランドの情報発信と消費拡大に取り組む。

④ 「養殖ホタテガイ水揚げ日本一のまち」の管理型漁業の推進

ホタテガイの養殖作業の共同化や組織化を視野に入れた取組を行い、ホタテガイの大型化と安定した生産体制の構築に取り組む。

⑤ 養殖ホタテガイ生産に係る養殖残渣の削減と処理

ホタテガイの養殖作業の改善による養殖残渣の削減と陸上での残渣処理を確立する。

<施設水準の目標>

- ・漁港施設に関しては、平内町公共施設等総合管理計画の方針に則り、重要度や被害を想定し、漁港区域の水面の静穏の確保のため、波浪・高潮対策といった整備に努める。また、人命の安全確保を第一に、少ない予算で最大の効果が発揮できる漁港施設の安全対策と最適なサービス水準の設定に努める。

<目標>

- ・漁獲金額：60億円を安定的維持
- ・水産加工生産高：40億円を維持
- ・漁業後継者の就業支援者数：5人
- ・新企画商品の開発：5件
- ・養殖技術の向上

：母貝づくりから稚貝採取までの安定した養殖サイクルを確立し、自然災害に強く付加価値の高い貝を作り育てる。

(3) 商工業の振興

ア 現況と問題点

商工業は、人々の消費生活に密接に関わり、雇用やにぎわいの創出など、地域活性化にとって重要な位置づけである。しかし地方では、高齢化による買物弱者の増加、インターネット通販の急速な浸透や大型商業施設の出店など、商工業を取り巻く環境は著しく変化しており、とりわけ中小企業の経営は年々厳しさを増している。また、人手不足の深刻化により、全業種において人材確保が困難となっている。

当町も例外ではなく、地方と同様の変化が起きており、商工業を取り巻く環境は大きく変化している。地元の商店街にとって厳しい状況が続き、中小企業は人手不足の深刻化により、いかに事業承継を進めるかが今後の課題となっている。

商工業の振興に関する課題は、融資に係る利子補給及び保証料補助の継続的な支援や県の融資制度の周知・活用の促進、さらに起業や新産業創出へのサポートや地域に密着した商店経営への支援について商工会と連携して取組を進めていく必要がある。

イ 対策

① 県内ナンバーワンの消費者サービスの充実

商工会と連携しながら、消費者ニーズに的確に応えられる情報提供や、買物弱者へのアフターサービスの徹底など、小規模だからこそそのメリットや地域の特徴を生かし、県内ナンバーワンの消費者サービスの充実を推進する。

② 県内ナンバーワンの商店街の環境整備

既存商店街と連携を図りながら、にぎわいの場の再生と創造を支援することにより、誘客や販売促進へつなげ、県内ナンバーワン商店街として環境整備を推進する。

③ 県内ナンバーワンの起業者の育成と企業誘致

融資制度の活用促進によって経営基盤の強化を図るとともに、後継者の育成等を推進する。また、起業者や既存企業の新分野進出に対する支援に力を入れ、県内ナンバーワンの起業者育成と企業誘致を促進する。

<目標>

- ・企業誘致件数：1件以上
- ・県内ナンバーワンの消費者サービス顧客満足度：50%
- ・県内ナンバーワンの商店街の環境整備満足度：50%

(4) 観光の振興

ア 現況と問題点

当町では、平成27年に新・ご当地グルメ「平内ホタテ活御膳」のデビュー、平成30年には「ひらないまるごとグルメ館」を整備するなど、特産品を活用した観光コンテンツの充実に取り組んでいる。

また、夏泊半島などの地域資源を生かしたサイクリングやカヤックなどのアクティビティなどの観光メニューの充実に取り組むほか、地域の各団体と協働して「ホタテ」にちなんだイベントも開催している。近年、景観を楽しむだけでなく体験型観光へのニーズが高まっており、地域の特徴を生かした体験型観光の充実や、歴史・文化にふれあう観光メニューなど、持続可能な観光メニューの創出が課題となっている。

今後は、夏泊半島を四季を通じて楽しめるテーマパークとして再編するなど、既存の観光施設を最大限活用しながら開発を進める。また、衛生的な施設整備や観光地までの2次交通の整備等、リピーターになってもらえるような取組について、関係機関と協議しながら推進する必要がある。

イ 対策

① 夏泊半島リゾート「椿山・大島エリア」の整備

国の特別天然記念物に指定されている浅所海岸と、ツバキ自生北限地帯である椿山、夏泊半島の突端である大島を「椿山・大島エリア」として、今ある海岸線や自然環境をそのまま観光資源として活用し、公衆トイレの改修やサイクリングコースの整備を行う。

② 夏泊半島リゾート「夜越山森林公園エリア」の整備

通年で楽しむことができる観光スポットとして、特にスキーなど冬期観光プログラムの充実や新たなアウトドアスポーツ等の施設整備を行う。

③ 夏泊半島リゾート「ほたて広場エリア」の整備

「ほたて広場」と「ひらないまるごとグルメ館」を平内ホタテガイの食のエリアとし、観光プログラムを充実し、体験型観光の拠点として新たなメニューの創出に取り組む。

④ 夏泊半島リゾート情報発信の強化

当町の観光スポットを、様々な媒体を活用してPRしていく。SNSによる情報発信、パンフレットやポスターの作成、ホームページの充実、メディア取材の受入れなどを推進し、

「見やすく、わかりやすい」観光案内版の整備も進める。

⑤ 夏泊半島リゾート利便性の向上

観光で訪れた方々が快適に周遊できるよう、2次交通の整備を行う。

<施設水準の目標>

- ・平内町公共施設等総合管理計画の方針に則り、長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図りながらも、施設の耐震対策、防災機能の確保を通じて、利用者の安心・安全を確保する。

<目標>

- ・ハクチョウのまち再生事業フォトコンテスト出展数：5年間で500枚以上
- ・ハクチョウボランティアガイド養成者数：5年間で5人以上
- ・観光入込客数：18万人
- ・外国人観光入込客数：100人
- ・観光客宿泊客数：5,000人
- ・新規観光プログラム：5件
- ・夏泊半島リゾート計画の推進
 - ：「夏泊半島リゾート」を全国から観光客が訪れる観光名所とするため、以下の整備や強化・発展を掲げ、計画を推進する。①「椿山・大島エリア」、②「夜越山森林公園エリア」、③「ほたて広場エリア」、④情報発信、⑤利便性の向上

(5) 他の市町村との連携

ア 農業移住・新規就農サポート事業

東青地域市町村の連携により、就農ニーズやステージに合わせた農業指導や生活支援など、きめ細かいサポート・サービスを提供するワンストップ体制の確立に向けて取り組む。

イ 企業誘致活動事業

東青地域市町村の連携により、首都圏や中部圏等の企業に対し立地環境をPRするなど、新規企業立地に向けた効果的・効率的な誘致活動を行う。

ウ 青森と首都圏をつなぐビジネス交流拠点構築事業

東青地域市町村の連携により、地域と首都圏にそれぞれビジネス交流拠点を構築し、ビジネス・ネットワークを確立するとともに、外部の目による地域資源の掘り起しや、新たなビジネスチャンスの創出を図る。さらにUIJターンの活性化にもつなげる。

(6) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1) 基盤整備 ○農業	小湊地区経営体育成基盤整備事業	県	
	(2) 漁港施設	白砂漁港海岸保全施設整備事業	町	
		浪打地区漁港施設機能強化事業	町	
		小湊地区漁港施設機能強化事業	県	
		東田沢地区漁港施設機能強化事業	県	
		東青地区水産物供給基盤機能保全事業	県	
		漁港維持事業	町	
	(9) 観光又はレクリ エーション	いきいき健康館屋根改修工事	町	
		ほたて広場屋根改修工事	町	
		夜越山スキー場改修事業	町	
夜越山スキー場ヒュッテ改修事業		町		
夜越山森林公園整備事業		町		
(11) その他	養殖残渣処理施設整備事業	町		
	小湊港港湾改良事業	県		

(7) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
平内町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

現状と課題及び課題を解決するために実施する事業内容は、上記（1）～（4）のとおり。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合性

平内町公共施設等総合管理計画では、公共建築物及び漁港施設について以下のとおり定めており、「産業の振興」として整備することとしている公共施設等における水準の目標と合致していることから、本計画は公共施設等総合管理計画と整合が図られている。

<公共建築物（公営住宅・小中学校以外）の基本方針>

- ・全庁的な視点のもと不要不急な工事を避け、計画的な施設の保全を行い、施設を安心・安全に利用できる状態を維持するとともに、長寿命化やライフサイクルコストの縮減に努める。

<漁港施設の基本方針>

- ・点検結果を活用し、鉄筋コンクリートや無筋コンクリート等の材料特性、施設の重要度等を踏まえ、修繕・更新の優先度を決定する。これによって、修繕・更新工事の平準化等に努める。
- ・漁港施設の補修・補強工事を最も経済的に行うために、維持管理水準や健全度ランク等を定めた機能保全計画等の策定に努める。

4 地域における情報化

(1) 高度情報システムの充実

ア 現況と問題点

ICTの急速な進展により、保健・医療・福祉、防犯、産業などの様々な分野でIoTやビッグデータ、AIなどの革新技術の導入が進められている。庁内においても行財政の効率化を図るため、総合行政システムの導入やシステムのネットワーク化などの整備を推進してきた。

また、巧妙化・複雑化するサイバー攻撃による個人情報等の機密情報漏えいなどの被害が深刻化する中で、安全・安心なICT利活用の確保に向け情報セキュリティの強化を実施してきた。今後は、システム運用コストを考慮した、総合行政システムのさらなる最適化及び革新技術の導入を行いつつも、個人情報を含む機密情報の漏えい等を防ぐため、さらなる情報セキュリティ強化を図る必要がある。

さらに、町民のICT活用の拡大にともない顕在化すると考えられるデジタルデバイドに対応し、町保有の公共データや民間事業者が保有するデータも加えた官民データを含めたオープンデータの利活用の拡大や電子申請手続きなどの導入により、町民生活の利便性向上を図っていく必要がある。

イ 対策

① 行政システム最適化の促進

行政コストの削減を目的にシステム運用コストの最適化を考慮し、行政システムへのAIやRPAの導入を含めICT利活用の検討を促進し、町民の求める情報に職員ができる限り早く確実に応えることができるよう、行政組織内でのさらなるシステム最適化を図る。併せて、安全・安心な行政システム運用を行うための体制整備及び革新技術の導入を促進し、情報セキュリティの強化を図る。

また、業務の継続性を確保するための体制整備及びクラウド化を促進し、総合行政システムの全体最適化を行う。

② 行政手続におけるICT利活用の促進

デジタルデバイドに対応し、ICTの利用機会や活用能力における格差是正に配慮しつつ、行政手続の簡素化を図るため、オンライン手続きの導入など行政手続におけるICT利活用の促進を進める。

また、町が保有する公共データのほか、民間事業者が保有するデータも加えた官民データを含めたオープンデータの利活用を進め町民生活の利便性の向上を図る。

③ 情報教育の促進

学校教育では、ICTや情報通信ネットワークを活用した情報教育を推進し、情報化に適応できる児童・生徒の育成を促進する。

生涯学習では、町民向けのスマホ教室やパソコン教室など、地域住民が情報通信技術を活用する能力を習得するための機会を提供する。

<施設水準の目標>

- ・民間事業者の協力により町内全域に整備された光ファイバー網について、今後も安定的な利用環境を確保し、地域内の情報格差の解消と大容量無線通信の基盤維持に努める。

<目標>

- ・超高速ブロードバンドの世帯カバー率：100%
- ・「あおりICT利活用推進プラン」に基づくICTの推進
：官民データの利活用を含めたオープンデータの推進及びオンライン手続きの導入などによるICT利活用の推進

(2) 公共施設等総合管理計画との整合性

平内町公共施設等総合管理計画では、公共建築物について以下のとおり定めており、「地域における情報化」として整備することとしている公共施設等における水準の目標のうち、安心・安全に利用できる状態の維持の点で合致していることから、本計画は公共施設等総合管理計画と整合が図られている。

<公共建築物（公営住宅・小中学校以外）の基本方針>

- ・全庁的な視点のもと不要不急な工事を避け、計画的な施設の保全を行い、施設を安心・安全に利用できる状態を維持するとともに、長寿命化やライフサイクルコストの縮減に努める。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通施設の整備

ア 現況と問題点

当町の生活環境の向上を図るため町道の維持管理は不可欠であり、危険または狭隘な箇所の解消や舗装補修等、行政連絡員からの要望などに応じ補修等を実施しているが、今後も引き続き補修する必要がある。

除排雪に関しては除雪車の台数や予算に限界があるなど、すべての住民の要望に応えるのは厳しい状況となっている。

イ 対策

安全・安心な生活基盤を確保できるようインフラの整備・補修等を実施する。また、インフラマネジメントの観点から、長期的な視点による整備や管理に努め、維持管理コストの最小化・平準化を図るなど、適正管理と老朽化対策等に取り組む。

冬期道路ネットワークの確保のため、除排雪の充実を図る。また、流融雪溝を整備し、雪による住民負担を軽減する。

<施設水準の目標>

- ・平内町公共施設等総合管理計画の方針に則り、長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図りながらも、住民の安全対策として、必要な箇所については優先順位等を踏まえ、安全施設の計画的な整備・管理に努める。

<目標>

- ・平内町橋梁長寿命化修繕計画に基づく更新・補修事業の完了件数：8件

(2) 交通手段の確保

ア 現況と課題

当町は国道4号と青い森鉄道が東西に横断しており、夏泊半島を周回する県道9号や山間部へ延びる県道123号及び町道小湊外童子線など多くの道路が整備され、生活路線として利用されている。

道路網の整備や自家用車普及により住民の利便性は向上した一方で、鉄道やバスなどの公共交通の利用者が減少し、運行ルートや便数の縮小への危惧が続いている。公共交通の縮小と利用者減少の悪循環は、町の財政負担増につながることから、公共交通の利用促進を進める必要がある。

また、地域共生社会の観点からも、交通弱者が買物や通院に困らない移動手段の確保が求められており、今後人口減少と高齢化が進む中で、利便性や財政効率に優れた新たな運行方式も含めた交通体系の構築が課題となっている。

イ 対策

これまでの運行方法にとらわれず、導入済みのデマンド交通の維持・活用やスクールバスとの相乗りの検討を進めるなど、地域の実情や利用者ニーズに合わせた交通体系の構築に努める。また、観光客の周遊ルートを意識した路線の提案や隣接市町との観光面での連携など、町外の

利用客の増加を図る。

鉄道に関しては、通勤・通学者の利便性に配慮したダイヤの確保・改善を働きかけ、利用客増大のため、関係機関と連携し、駅舎の快適化や駅周辺環境整備を推進する。

<目標>

- ・町民バスの路線数確保：7路線
- ・町民一人当たりの町民バス年間平均利用回数：9.0回

(3) 農道、林道及び漁港関連道等の整備

ア 現況と問題点

当町の基幹産業である水産業をはじめ、農業や林業も重要な産業として多くの町民が従事しているため、農道や林道、漁港関連道は欠かすことのできない生活道路の一部と言っても過言ではない。

そのため、農林水産業の生産性の向上をはじめ、農山村の環境整備、農林水産業に係る作業の合理化・省力化及び近代化を図るため、農道や林道、漁港関連道の計画的な整備を図っていく必要がある。

イ 対策

農道、林道及び漁港関連道等については、農林水産業の近代化、農林水産物の流通の円滑化及び、都市と農山漁村との交流促進による所得向上・地域活性化等にとって不可欠である基幹的なものを中心に、既存道路の維持保全や未整備道路の優先度等を考慮しながら計画的に整備していく。

<施設水準の目標>

- ・平内町公共施設等総合管理計画の方針に則り、長寿命化やライフサイクルコストの削減を図りながらも、住民の安全対策として、必要な箇所については優先順位等を踏まえ、安全施設の計画的な整備・管理に努める。

(4) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1)市町村道 ○道路	小湊外童子線改良工事 小湊線改良工事 小湊浅所線改良工事 盛田線改良工事 藤沢線改良工事 藤沢線支線改良工事	町 町 町 町 町 町	

	小豆沢線改良工事	町
	小豆沢線支線改良工事	町
	火葬場線改良工事	町
	沼館線支線改良工事	町
	東和浜子線改良工事	町
	茂浦線改良工事	町
	狩場沢線改良工事	町
	無沢線改良工事	町
	平川東田沢線改良工事	町
	口広線改良工事	町
	口広線支線改良工事	町
	助白井線改良工事	町
	口広開拓線改良工事	町
	小林線改良工事	町
	夜越山公園線改良工事	町
	土屋線改良工事	町
	平内漁協線改良工事	町
	平内漁協線支線改良工事	町
	平畑線改良工事	町
	水ヶ沢線改良工事	町
	小湊港埠頭線改良工事	町
	下夕田川添線改良工事	町
	下夕田川添線支線改良工事	町
	後菴愛宕線改良工事	町
	茂浦漁港線改良工事	町
	第一小湊田茂木線改良工事	町
	赤坂台線改良工事	町
	赤坂台線支線改良工事	町
	第二小湊田茂木線改良工事	町
	東田沢漁港線改良工事	町
	堤ヶ沢線改良工事	町
	平内環状 128 号線改良工事	町
	小湊川公園線改良工事	町
	東和東滝線改良工事	町
	浦田茂浦線改良工事	町
○橋りょう	小湊線 大橋	町
	東和東滝線 雷電橋	町
	東和東滝線 雷電側道橋	町
	小豆沢線支線 4 号 小豆沢線橋梁	町
	白砂線 白砂橋	町
	東和東滝線 間木橋 橋梁補修	町
	東和東滝線 滝下橋 橋梁補修	町

		第一口広線 口広橋 架替	町
(3)林道		林道茂浦野内畑線開設事業	県
(8)道路整備機械等		除雪車両購入事業	町
(9)過疎地域持続的 発展特別事業			
○公共交通		生活路線バス運行委託事業 【事業内容】 町内のバスの運行を民間事業者 に委託し、住民の生活に必要な交 通手段を確保する。 【事業の必要性】 住民が安心して暮らせるための 公共交通を確保し、交通空白地域 や交通不便地域の解消を図る必要 がある。 【見込まれる事業効果】 住民が安心して暮らせるための 交通手段の確保が期待できる。	町
		デマンド型交通運行委託 事業 【事業内容】 デマンド型交通の運行を民間事業者 へ委託し、住民の生活に必要な交通手 段を確保する。 【事業の必要性】 住民が安心して暮らせるための公共 交通を確保し、利用需要に合わせて運 行できる交通サービスを導入すること で、交通不便地域の解消を図る必要が ある。 【見込まれる事業効果】 住民が安心して暮らせるための交通 手段の確保が期待できる。	町
(10)その他		小湊港港湾改良事業（道路整備）	町

(5) 公共施設等総合管理計画との整合性

平内町公共施設等総合管理計画では、町道や農道、林道及び漁港関連道などの施設について以下のとおり定めており、「交通施設の整備、交通手段の確保」として整備することとしている公共施設等における水準の目標と合致していることから、本計画は公共施設等総合管理計画と整合が図られている。

<道路の基本方針>

- ・過去の年間事業費ですべての地点の補修を行うのは困難であるため、各地区ごとに優先度をつけて修繕を行い、計画的な修繕に努める。また、日常管理(道路パトロール)や定期的な路面性状調査等のデータを分析し、長寿命化・ライフサイクルコスト縮減に資する維持管理に努める。

<橋梁の基本方針>

- ・大規模地震への対策として災害時の救助活動、物資輸送を伴う主要路線から順次、耐震補強工事を実施する。また、耐震補強工事と長寿命化修繕計画に基づく修繕工事を併せて実施し、工事時期の短縮、コスト削減を図る。

6 生活環境の整備

(1) 快適な生活環境の整備

ア 現況と問題点

快適な環境形成として公園や花のある景観など、ゆとりや安らぎ、豊かさを実感できる空間づくりが求められている。

住環境においては、人口減少・高齢化が進み、今後の住宅需要は縮小していくことが想定されるが、将来にわたり持続可能で安全・安心な住みよい環境の保持が求められる。増加が目立つ空き家への対応も必要となっている。

上水道は、人口減少や節水家電の普及により水需要が減少傾向にあるため、水道料金収入に影響を及ぼしている。また、高度成長期等に建設された水道施設の老朽化が進み、大規模な更新の時期を迎えている中、安全・安心な水の供給や災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上等が求められており、その基礎となる運営基盤の強化や技術力の確保等が必要とされている。

下水道は、衛生的で快適な生活環境の確保には欠かせない施設であり、河川や海などの水環境を守るうえで重要な役割を担っている。今後も、下水道計画に基づいて処理区域の拡大と加入率向上を図るほか、適切な維持管理により施設を長期的に安定稼働させる必要がある。また、下水道処理区域外の排水対策も充実を図る必要がある。

急速な高齢化の進行により、火葬場の利用者数は増加傾向にある。町内唯一の火葬場である「つきのき聖苑」では、町民等からの多様なニーズに対応しているが、平成15年の建設から23年経過し、老朽化している建物の再整備を行い、安定した火葬業務の継続が必要である。

イ 対策

① 潤いのある空間の確保

花と緑の豊かな環境づくりを通じ、魅力的な地域と文化の創造・活性化を図り、持続可能な地域社会の実現に努める。

② 快適な住宅の確保

住宅の新築やリフォームの費用の一部を補助するなど、より快適な住まい確保を支援する。また、使用されていない空き家の利活用を促進し、危険・老朽な空き家については安全措置を図るなど、空き家・空き地に関する総合的な取組を推進する。

③ おいしい水の安定供給と安全性の確保

飲料水の安定供給に対応するため、伏流水等の水源の確保に努めるほか、濁水や災害及び水質事故に備え新たな水資源の開発及び耐震性を有した管路の更新に努める。

また、誰もが安心して水道水を飲めるよう引き続き定期的な源水水質検査の実施、老朽化している各浄水場の再整備とそれに伴う各種機器の整備・充実、ろ過方式などの改善を行い、おいしい水の供給と安全性の確保に努める。

④ 下水道の普及・拡大

生活環境の向上や環境へ負荷低減を目標に、下水道事業を推進する。

今後も未普及地区の下水道整備を計画的に実施し、処理区域の拡大を図るとともに、下水道事業が計画されていない地域に対し市町村設置型合併処理浄化槽の導入を促進する。

⑤ 火葬場の維持・管理

火葬場については、今後も町内外からの需要が高いと考えられることから、長期間にわたる活用が可能となるよう、長寿命化や機能強化に資する対策を講じるとともに、必要に応じて更新・修繕を行う。

<施設水準の目標>

- ・公営住宅については、平内町公共施設等総合管理計画の方針に則り、非常時に円滑に避難できるよう避難設備や経路の整備・確保を行う。また、長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図りながらも、防犯性や落下・転倒防止など生活事故防止に配慮した整備を行う。
- ・上水道施設については、平内町公共施設等総合管理計画の方針に則り、長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図りながらも、震災時や大規模な水源水質事故等の非常時に水を相互に融通するため、管網を整備し、給水安全性の向上を図る。また、取水場と浄水場に自家発電機を設置し、緊急時に備える。
- ・下水道施設については、平内町公共施設等総合管理計画の方針に則り、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講ずるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。
- ・火葬場については、平内町公共施設等総合管理計画の方針に則り、長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図りながらも、施設の耐震対策、防災機能の確保を通じて、利用者の安心・安全を確保する。

<目標>

- ・重要給水施設耐震化率：50%
- ・公共下水道整備率：100%

(2) ごみ処理対策の推進

ア 現況と問題点

当町では、「平内町一般廃棄物処理実施計画」や「平内町分別収集計画」に基づいて、ごみの減量化と再資源化に努めてきた。平成27年4月より可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみを青森市清掃工場へ搬入して処分を委託しているが、粗大ごみの排出量は増加傾向にある。全国的な3R意識の高まりを背景に、さらにごみ減量化に努めることが必要である。また、平成30年度から回収を始めた「容器包装プラスチック」の収集分別を強化し、さらなる再資源化を図ることも重要である。

これまで埋立処分をしていた外の沢埋立地は、残りの埋立容量が少ないことから、新たな最終処分場設置の検討が必要である。

限りある資源を節約して循環するシステムを築き上げることにより、次世代に適正な生活環境を引き継げるよう持続可能な施策の推進が必要となる。

イ 対策

① ごみ減量化対策の充実

ごみの減量化対策として、資源ごみの分別徹底を図るとともに「水切り」「食品ロス削減

に向けた普及啓発」「家庭用生ごみ処理機の普及」を推進し、手軽にできるごみの減量化を推進する。

② リサイクル促進の強化

リサイクル製品の積極的な使用について啓発活動に努める。また、学習の場を提供し、リサイクル推進の必要性などの意識を高める。

③ 不法投棄防止対策の強化

「ポイ捨て」による不法投棄があとを絶たないため、小学生児童を対象とした環境ポスターコンクールを実施し掲示することで、子どもから大人まで環境意識の向上を図る。また、関係機関と連携して監視体制の強化を図り、不法投棄をさせない環境づくりに努める。

<目標>

- ・ごみ排出抑制による環境への負荷低減：ごみ排出の減量強化
- ・資源ごみ（容器包装プラスチック）の収集強化：年間40t

（3）消防・防災体制の充実

ア 現況と問題点

近年、台風や地震による風水害・地滑りなどの自然災害が全国で頻発し、その度に悲惨な映像を目の当たりにし、防災体制や危機管理の強化が求められるようになってきている。当町も昭和41年の大水害など過去の苦い経験を踏まえ、危険箇所の定期的な調査や、治山・治水・急傾斜地整備の一層の充実を図るほか、町民の防災に対する意識啓発など、積極的に防災対策を進める必要がある。

また、現役場庁舎は災害時の防災拠点となる重要な施設であるが、耐震性能不足が指摘されており、建替えや既存財産の活用も含めた整備を早期に検討する必要がある。

イ 対策

① 違反是正の推進

不特定多数の方が利用する店舗や施設に必要な消防設備が設置されていないなどの消防法令違反対象物を公表する制度が平成29年10月から開始されている。青森消防本部と合同で未把握防火対象物実態調査及び防火対象物査察を行うことにより、事業者並びに町民の防火意識を高めるとともに、違反の是正に努める。

② 災害に対する機動力の強化

大規模地震が発生した場合に備え、防災拠点がその機能を維持できるよう庁舎の建替えや、既存財産の活用も含めた整備を早期に検討し、防災拠点の強化に努める。

また、令和3年度より運用されている平内消防署新庁舎について、情報通信システム・訓練施設・ドクターヘリ離着陸場等が併設されているため、近隣住民への周知と説明を継続し、騒音トラブル等がないよう理解を求めていく。近年多発している災害や事故に迅速かつ適切に対応できるよう、消防署・消防団・青森消防本部の連携強化を図り、訓練や情報の共有を徹底する。町民への正確な災害情報の発信、各関係機関との連携にはICTの活用は有効な

手段と考えられる。

今後は、少子高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に向けて、在宅にいる要介護者等の緊急搬送の増加が想定されるため、消防機関と地域包括支援センター等の関係機関との事前相談することにより、救急車の適正利用に繋げる。

③ 災害防止対策と防火意識の高揚

自然災害による被害を軽減するため、行政側の危機管理意識を高め、危険河川の改修や排水路の整備、急傾斜地・傾斜護岸などを計画的に整備するとともに、森林の乱開発の防止と森林施業の適正化を図るなど治山・治水に努める。

有事の際には被害を最小限に抑えるため、災害対策本部の指揮系統に混乱が起きないように防災組織体制づくり及び救助や復旧活動の広域連帯体制の強化に努める。また、食料・医薬品などの備蓄や指定避難場所の定期点検を実施するとともに、防災連帯施設の整備・充実を図るなど、大規模災害に対する備えを積極的に進める。

町民自らも普段の防災行動によって家族の生命や財産を守り、安心して暮らすことができるよう、町民向けのわかりやすい防災マニュアルの作成・配布や災害を想定した全町的な防災訓練を実施するなど、町民の防災・防火意識の高揚を図る。

また、各地域、各保育園・各学校において、有事の際の適切な消火活動や人命救助につなげられるよう、講習会等を開催する。

④ 水難救助隊の運用

当町は陸奥湾に面しているにもかかわらず水難救助隊がなかった。

当町においても岸壁や船からの転落などの水難事故が起きる可能性があるため、平成30年11月に平内消防署水難救助隊の仮運用が執行され、令和3年4月から本運用へ移行した。現在は、青森消防との合同訓練を通じてスキルアップを図っている。平内消防署単独で水難救助隊の運用ができるよう小型ボートの取得や、小型船舶免許の取得、潜水士の増強を図る。

⑤ 幹線道路（国道・県道）の整備促進

幹線道路（国道・県道）の整備促進に関しては、①大規模災害時の代替路線確保、②危険箇所や狭隘箇所の解消を図る。

<施設水準の目標>

- ・平内町公共施設等総合管理計画の方針に則り、長寿命化やライフサイクルコストの削減を図りながらも、施設の耐震対策、防災機能の確保を通じて、利用者の安心・安全を確保する。

<目標>

- ・自助・共助・公助による地域防災体制の強化
：全地域に自主防災組織を設置し、防災力の強化をめざす
- ・防火対象物の把握：未把握の防火対象物の調査を継続実施
- ・自主防災組織率の向上：全地域で組織化
- ・住宅火災警報器の設置率：全国平均を上回る90%

(4) 交通安全・防犯対策の充実

ア 現況と問題点

平成23年、平内町と青森市浅虫を結ぶ全長4.2kmの「土屋バイパス」が開通し渋滞解消やドライバーの負担軽減に繋がっており、交通事故発生件数は減少傾向にある。その一方で、全国的に死亡事故を引き起こす要因の一つとして、高齢ドライバーによる事故が年々増加傾向にある。当町は、高齢ドライバーによる重大な交通事故は多くはないが、交通事故による悲惨な結果を生まないためにも交通安全対策の一層の充実が必要である。そのため、運転に不安を感じる高齢者の方に運転免許を自主的に返納してもらうよう「運転免許証自主返納者支援事業」を実施するとともに、運転免許保有者の高齢化に伴い、引き続き不安を感じる高齢ドライバーの方へ支援をしていく必要がある。

また、子どもや高齢者、障害者の一層の安全を図るため、車道と歩道の分離を進めるとともに、歩道は段差のないバリアフリー化を進め、安心して生活できる環境づくりが必要である。

防犯対策については、全国的に犯罪の認知件数は減少傾向にあるが、凶悪犯罪は依然として発生していることから町民生活にも少なからず不安を与えている。町民が安心して生活できるよう住民同士の信頼関係による明るい地域社会の構築が重要であり、今後も防犯意識の高揚を図りながら地域と関係機関の連携による犯罪のないまちづくりを進めていくことが必要である。

イ 対策

① 交通マナーの向上

交通安全関係者の指導のもとに、家庭・学校・職場・地域を通じて子どもから高齢者までを対象とした交通安全教室を開催し、無謀・逆走・飲酒等の違法運転の抑制に取り組み、夜間における自転車の無灯火運転をしない、また登校・下校時に歩道のない道路で広がって歩かないなどの注意を喚起し、歩行者、運転者双方のマナー向上を図る。

特に、自動車運転者については、子どもや高齢者への配慮を喚起し、歩行者にやさしい運転を心がけるように街頭宣伝や広報誌での呼びかけなど、幅広い交通安全運動を推進する。また、高齢者に対しては「運転免許証自主返納者支援事業」を推進し交通事故の防止対策に努める。

② 交通安全対策の充実

交通安全思想の普及に努め、交通事故発生を抑止するため、町内道路等における危険箇所の把握、カーブミラーやガードレールなどの交通安全関係設備の設置や補修などを継続して実施する。

③ 防犯体制の充実

少年の犯罪や特殊詐欺被害を防止するため、家庭や学校と防犯関係機関が情報交換や防犯教育で連携を取りながら、地域ぐるみで青少年の健全育成、防災無線や広報誌での呼びかけを行い、防犯体制の充実を図る。

また、夜間における犯罪を防止するため、街路灯、防犯灯の計画的な整備を進め、町民が安心して日常生活を送ることができるよう犯罪のない明るい地域社会の構築に努める。

<目標>

- ・交通事故発生件数：件数の減少（現状年間19件）

- ・交通安全の啓発活動推進：春・夏・秋の交通安全運動活動を継続実施

(5) 計画的な土地利用の推進

ア 現況と問題点

土地は町民の暮らしや産業活動の基盤であり、町役場や医療・福祉施設の集約する町の中心部や農林業や水資源確保を支える山間部、また美しい景観や貴重な自然環境が観光・文化的指定を受ける海岸部など地域の特性を生かしつつ後世へと引き継いでいかなければならない大切な財産である。

農用地は高齢化や後継者難に伴う労働力不足から、耕作利用率も減少し遊休農地の放置による原野化が顕在化しつつある。このため、農地の集積や集団による営農、転作や生産性の向上を図るなど、農用地の減少に繋がる耕作者不在の遊休化を抑制していく必要がある。

森林利用については、森林の持つ町土の保全や災害防止機能の観点から、保全すべき森林の面的確保と健全な森林を育成するため、計画的な森林施業を長期的な視点に立つて行う必要がある。

宅地利用については、道路の整備と都市計画区域用途地域内への住宅等の適正な誘導を図るなど、生活の利便性に配慮した暮らしやすい市街地形成を進めていく必要がある。

イ 対策

① 土地利用区分の明確化と利用促進

農地を含めた森林などの自然環境や自然景観を保全すべき地域と商工業、宅地などの都市的生活を形成する地域の明確な区分のもと、人口減少、高齢化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化に対応しつつ、町の発展と環境保全、災害予防に配慮した土地利用を推進する。町中心部については、都市計画マスタープランに基づき的確な市街地形成に努める。

② 町有地の有効活用

学校施設の統廃合により生じた土地や旧浜子操車場跡地など、未利用・未活用となっている町有地が存在している。財政面や有効利用の観点からも、町民への売却などにより財産処分を図るなど、有効な利用策を検討する必要がある。

<目標>

- ・未利用地の利活用方法の検討：未利用地の計画的な利活用、財産処分などを行う
- ・未利用地の数：すべての未利用地の解消

(6) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の 整備	(1)水道施設			
	○上水道	重要給水事業施設配水管事業 老朽配水管更新事業	町 町	
	○その他	自家発電機設備設置事業	町	
	(2)下水処理施設			
	○農村集落排水施設	農業集落排水事業	町	
	○その他	浄化槽市町村整備推進事業	町	
	(3)廃棄物処理施設			
	○ごみ処理施設	外の沢埋立地運営事業(ホイール ローダー購入)	町	
	(5)消防施設			
		消防車両整備事業 車両購入事業 機械器具置場新築事業	町 青森地域広 域事務組合 町	

(7) 公共施設等総合管理計画との整合性

平内町公共施設等総合管理計画では、上下水道施設や消防・救急施設などの施設について以下のとおり定めており、「生活環境の整備」として整備することとしている公共施設等における水準の目標と合致していることから、本計画は公共施設等総合管理計画と整合が図られている。

<上水道施設の基本方針>

- ・水道管路の水圧・水量・水質という水道の基本的な機能を保持するため、石綿セメント管や塩ビ管などの老朽管路について優先順位に基づき更新計画を策定し更新を行う。また、不動堂地区での赤水対策として、関連する排水管の更新も進める。
- ・施設の更新や整備にあたっては、低コストで効率的に行えるように工法や他事業との共同化を図るなどコスト縮減に努める。

<下水道、農業・漁業集落排水施設の基本方針>

- ・高耐久材料等を活用し、ライフサイクルコストの縮減に配慮した下水道の早期整備に努める。また、下水道の整備に伴い、重複・代替えできる下水処理施設等については、廃止・

統合等を検討する。

- ・点検結果等を踏まえ、施設・設備等を更新する際は、周辺機器等の同時更新を検討することで、効率的・コスト削減に資する維持管理に努める。
- ・管種や劣化要因、優先順位を踏まえ、事後保全と予防保全を適切に使い分け、ライフサイクルコストの削減に努める。

<公共建築物（公営住宅・小中学校以外）の基本方針>

- ・全庁的な視点のもと不要不急な工事を避け、計画的な施設の保全を行い、施設を安心・安全に利用できる状態を維持するとともに、長寿命化やライフサイクルコストの削減に努める。

<公共建築物（公営住宅）の基本方針>

- ・定期点検結果に基づき、予防保全が必要な物については、修繕対策を図るとともに、改善の必要性を検討し、長寿命化やライフサイクルコストの削減に努める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保

ア 現況と問題点

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、また子育て中の母親の就業率も高まり保育ニーズの多様化も進んでいる。

子育てを支える地域社会との結びつきの強化や、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援、子どもの安全確保など、すべての子どもが健やかに成長できるよう総合的な施策の展開が課題となっている。

イ 対策

家庭における多様な保育ニーズに対応するため、関係機関と連携し保育サービスのさらなる充実・整備を図る。

子育てに伴う家計の負担の軽減を図るとともに、子育てに伴う心理的な負担を軽減するため、ゆとりある教育の実現に向けて検討していく。

また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援をめざし、生活の質の改善・向上や胎児・乳幼児にとって良好な育成環境の実現・維持を図る。

次代を担う子どもたちの健やかな成長のため、児童虐待については児童相談所等の関係機関との連携を深めながら、地域の情報収集を強化し虐待等の早期発見に努め、児童福祉サービスの一層の充実を図る。

<施設水準の目標>

- ・平内町公共施設等総合管理計画の方針に則り、長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図りながらも、施設の耐震対策、防災機能の確保を通じて、利用者の安心・安全を確保する。

<目標>

- ・合計特殊出生率：直近統計値1.44を維持
- ・出生数：令和5年度の29人を維持
- ・子育て世代包括支援センター
 - ：相談機能のほか、すこやかマタニティサークル、マンマケア、産後宿泊ケア事業、助産師訪問を継続実施

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

ア 現況と問題点

高齢化が急速に進展する現代社会において、すべての高齢者の尊厳が尊重され、住み慣れた地域で生きがいに満ちた豊かな生活を安心して暮らせるよう地域社会の実現が必要である。

高齢化に伴う様々な課題に対しては、地域包括ケアシステムをより深化させ、高齢者の自立支援及び要介護度の重度化防止など、介護を必要とする高齢者等が自分らしく在宅生活を続けられるための体制整備が必要である。また、家族介護者の介護離職等をなくすため、地域住民が役割を持ち、支え合いながら活躍できる「地域共生社会」の実現に向けた介護サービスのあり方が課題となっている。

障害者施策をみると、障害者の積極的な社会参加の促進が障害者福祉の充実につながるものとなるが、直接的な事業としては実施できていないのが現状である。今後、福祉サービスの一環として、相談支援専門員や各事業所等と連携を強化し、障害者等が安心して暮らせる地域体制について協議していく必要がある。

また、地域社会を取り巻く環境の変化に伴って、福祉ニーズの多様化・複雑化、複合的な課題を有する相談ケースの増加といった状況がみられており、分野を問わず包括的に相談支援を行えるような体制の構築が必要である。

イ 対策

① 在宅福祉サービスの充実

高齢者が要介護状態等となることへの予防、または要介護状態等の軽減・重症化防止の推進にあたっては、機能回復訓練等によるアプローチだけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持って生活を営むことのできる生活環境の整備等に取り組む。地域の要援護高齢者等の心身の状況及びその家族の実態を把握し、介護ニーズの評価を行い、サービス提供に努める。また、健康診断等で「もの忘れ検診」を実施し、認知症の早期発見・早期受診につなげていく。一人暮らしの高齢者や高齢者世帯についても、ボランティアによる除排雪などの生活支援を推進し、安心して暮らせるよう関係機関の訪問による見守り事業の充実を図る。

② 高齢者・障害者の社会参加の促進

高齢者や障害者のボランティア活動の支援や社会参加できる社会の実現をめざす。

社会における自身の役割を見出し、生きがいを持って積極的に社会に参加できるよう各種社会環境の条件の整備に努め、支援していく。

③ 心ふれあう交流機会の創出

地域の公民館等で住民同士がより身近に気軽に集まれる居場所づくりを実施する。

子どもから高齢者までだれでも参加できる交流会や介護予防を目的とした体操教室等の活動を通して、高齢者の社会的孤立の解消、心身の健康保持や介護予防につなげる。

<目標>

- ・平均寿命：全国平均との差を男1.5歳、女0.4歳まで改善する
(令和2年度 男2.9歳、女1.4歳)
- ・住民主体の通いの場の実施個所数：10か所

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及び 増進	(1)児童福祉施設 ○保育所	保育所整備事業	町	
	(8)過疎地域持続的発 展特別事業 ○児童福祉	保育料無償化事業 【事業内容】 第1子からの保育料及び副食費 を無償化する。 【事業の必要性】 保育料の無償化は、少子化防止 と過疎地域の人口減少に歯止めを かけ、定住促進を促す観点から必 要なものである。 【見込まれる事業効果】 子育て世代の経済的負担を軽減 し、子育てできる環境の改善が期 待できる。	町	
		子ども医療費無償化事業 【事業内容】 高校卒業までの子どもにかかる 医療費の助成を行う。 【事業の必要性】 医療費の助成は、少子化防止と 過疎地域の人口減少に歯止めをか け、定住促進を促す観点から必要 なものである。 【見込まれる事業効果】 高校卒業までの子どもにかかる 医療費の助成を行い、早期に治療 を促進することにより、子どもの 健全育成の向上を図り、子育て環 境の改善が期待できる。	町	

		<p>予防接種事業</p> <p>【事業内容】 中学卒業までの子どもにかかるインフルエンザワクチン接種費用の助成を行う。</p> <p>【事業の必要性】 インフルエンザワクチン接種費用の助成は、少子化防止と過疎地域の人口減少に歯止めをかけ、定住促進を促す観点から必要なものである。</p> <p>【見込まれる事業効果】 中学卒業までの子どもにかかるインフルエンザワクチン接種費用の助成を行い、インフルエンザの罹患や重症化を予防促進することにより、子どもの健全育成の向上を図り、子育て環境の改善が期待できる。</p>	町
○高齢者・障害者福祉		<p>町民バス高齢者等無償化事業</p> <p>【事業内容】 70歳以上の高齢者や65歳以上の運転免許証自主返納者、障害者手帳等を所持する方に町民バスを無料で利用できる福祉乗車証を交付する。</p> <p>【事業の必要性】 高齢者等を対象とした町民バスの無償化は、高齢者等の移動手段の確保の観点から必要なものである。</p> <p>【見込まれる事業効果】 高齢者等の移動手段を確保することにより、外出機会の増加や生活行動範囲の拡大が期待できる。</p>	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

平内町公共施設等総合管理計画では、公共建築物について以下のとおり定めており、「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」として整備することとしている公共施設等における水準の目標のうち、安心・安全に利用できる状態の維持の点で合致していることから、本計画は公共施設等総合管理計画と整合が図られている。

<公共建築物（公営住宅・小中学校以外）の基本方針>

- ・全庁的な視点のもと不要不急な工事を避け、計画的な施設の保全を行い、施設を安心・安全に利用できる状態を維持するとともに、長寿命化やライフサイクルコストの縮減に努める。

8 医療の確保

(1) 保健・医療・福祉の充実

ア 現況と問題点

令和5年公表の平均寿命（令和2年時点）をみると、男性78.6歳（全国ワースト10位）、女性86.2歳（全国ワースト25位）という結果だった。死因はがん、心不全、高血圧、腎不全等の生活習慣病関連の疾患が多く、さらに県内他市町村に比べて不慮の事故や自殺の割合が高い状況である。

特定健診受診率（令和6年度43.3%）・特定保健指導率（令和6年度41.9%）は、国の目標を下回っており、受診率・指導率のアップが必要である。

高齢化率をみると、令和6年は44.4%と全国平均29.3%と比べて高い数値となっている。

高齢者のいる世帯は年々増加し、特に高齢者単身世帯の割合は令和2年に17.6%、高齢者夫婦世帯は16.3%となっている。高齢者単身世帯が増加していることから、今後ますます在宅サービスや施設サービスの必要性、地域での支え合いの必要性が高まることが予想される。

また、持続的な地域医療提供のため、医療・介護従事者の確保、育成も課題となっている。

イ 対策

① 地域における健康づくりの推進

当町では、「早期すこやか生活習慣病健診」として小学校5・6年生と中学校2年生に実施している。児童生徒自身が自分の体を知ること、また保護者が自分を含め家族の食事や運動等を意識して実践することを目的に、若年者の健診実施に取り組んでいる。

また、特定健診の積極的な受診勧奨を行い、受診率・指導率いずれも60%を目標に取り組を強化していく。

② 地域医療体制の充実・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

平内中央病院の医療機器、病院施設を整備し、診療体制を強化するとともに、町内外の病院等の医療機関、関係団体等との連携や、学生奨学金の貸与を通じて医療提供体制を安定的に確保するための対策を推進する。

また、急性期治療を経過、または在宅療養中の患者等の受入れ及び患者の在宅復帰支援等を行う機能を有し、地域包括ケアシステムを支える役割を担う地域包括ケア病床を有効に活用し、入院から在宅へのスムーズな移行への準備・調整を行うプロセス、チーム医療による在宅医療（訪問診療、訪問看護、訪問リハ等）の提供を積極的に実施する。

③ 保健・医療・福祉の連携とネットワーク構築の推進

地域における保健医療サービスや福祉サービスを総合的に提供する。地域包括支援センターを適切に運営するとともに、多様な職種や関係機関との連携協働による地域包括支援ネットワークの構築を積極的に進める。

また、地域包括ケアシステムの構築にあたっては、「支える側」「支えられる側」の関係性を超えた「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現のため、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを進めていく。

<施設水準の目標>

- ・平内町公共施設等総合管理計画の方針に則り、長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図りながらも、施設の耐震対策、防災機能の確保を通じて、利用者の安心・安全を確保する。

<目標>

- ・平均寿命の延伸と医療費の適正化：医療費を県内市町村の平均値まで改善する
- ・地域包括ケアシステム：地域資源の開発、地域づくり
- ・特定健診受診率：60%
- ・特定保健指導実施率：60%
- ・地域資源の開発、地域づくり：地域住民が支え合う地域共生社会の実現

(2) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1)診療施設			
	○病院	屋体設備更新事業	町	
	○その他	医療機器購入	町	

(3) 公共施設等総合管理計画との整合性

平内町公共施設等総合管理計画では、公共建築物について以下のとおり定めており、「医療の確保」として整備することとしている公共施設等における水準の目標のうち、安心・安全に利用できる状態の維持の点で合致していることから、本計画は公共施設等総合管理計画と整合が図られている。

<公共建築物（公営住宅・小中学校以外）の基本方針>

- ・全庁的な視点のもと不要不急な工事を避け、計画的な施設の保全を行い、施設を安心・安全に利用できる状態を維持するとともに、長寿命化やライフサイクルコストの縮減に努める。

9 教育の振興

(1) 教育環境の充実

ア 現況と問題点

当町では、少子高齢化により小・中学校の児童・生徒数の減少が続いている。そのため、各種教育活動や部活動に支障をきたしており、小学校の統廃合も視野に入れながら適正な学校規模の維持に努める必要がある。

教育施設については、老朽化した学校施設の安全性・機能性を維持するため、効率的・効果的な対策を進めるとともに、暖房設備の改修など各種設備の更新に取り組む必要がある。

教育内容の充実については、いじめや不登校等の問題行動への対応、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への対応をはじめ、確かな学力の育成、豊かな心と健やかな体の育成をめざす必要がある。また、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、地域の人材や教育資源を積極的に活用する必要がある。

イ 対策

① 教育環境の整備

児童・生徒がより良い環境の中で学校生活を送れるよう、地域の理解を得ながら統廃合による適正規模の学校づくりを進め、教育レベルの向上を図る。

② 教育施設の充実

児童・生徒が安心して学校生活に専念できるよう、老朽化を解消して学校生活の快適性を高めるため、校舎・体育館の改修や屋外施設の整備、暖房設備等の改修、各種設備の更新によって学習環境の改善を図る。さらに高度情報化社会に対応するため、引き続きICT環境の整備に努める。

③ 教育内容の充実

基礎的、基本的な学力の着実な定着を図るとともに、いじめや不登校等の問題行動等をなくし、豊かな心と他人を思いやることのできる児童・生徒を育成するため、全教育活動を通じて道徳性の涵養に努めるとともに、心の悩みを相談できるようスクールカウンセラー等の配置や教育相談、校内教育支援センター機能の充実を図る。また、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が、持てる力を最大限に生かして自立や社会参加ができるよう、適切な指導や必要な支援に努める。

さらに、外国語指導助手の招致や英語教育活動支援員配置事業、町費負担教職員配置事業を継続するとともに、ICTや情報通信ネットワークを活用した情報教育を推進し、国際化と情報化に適応できる児童・生徒の育成を促進する。

④ 家庭や地域社会との連携

学校、家庭、地域社会の連携のもと、豊かな人間性や生きる力を育むことができるよう、家庭や地域社会に開かれた学校づくりに努める。レクリエーションやスポーツ、文化活動を行う場として学校施設の有効活用についての検討を進めるとともに、廃校となった施設の開放に努め、子どもや地域の人々に地域コミュニティの役割を担ってもらおう。

また、地域の人材等の教育資源を積極的に活用し、地域の人々との交流を図れる場所とする。

<施設水準の目標>

- ・平内町公共施設等総合管理計画の方針に則り、長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図りながらも、部材の落下防止対策、事故防止対策、ガス・水道・電気の施設配管等の安全対策などにより、防災性や安全性を確保する。

<目標>

- ・全国学力学習状況調査
：小・中学校で継続して全国、県平均以上をめざす
- ・学校ICTの環境整備
：児童生徒の主体的な学びの一助とする
- ・いじめの認知件数：「いじめの定義の理解促進」を行い積極的認知を依頼するとともに、認知後における適切な対応を行う
- ・通級指導教室の設置：小中学校と町教育支援センターが連携のうえ児童生徒へきめ細かい支援を行う

(2) 生涯学習のまちづくりの充実

ア 現況と問題点

「ひらないカレッジ」は、自主的な社会参加と学習意欲を促進し、受講生の交流を図り充実した生活と心の豊かさをつくることを目的として運営しており、生涯学習に取り組む町民は増加し続けている。

個人の学習意欲が広がりを見せる一方で、学習ニーズの多様化・高度化が進んでいる。こうした状況を踏まえ、指導者となる優れた人材を確保・育成するため、各種団体、グループに対し、生涯学習の意識高揚や育成プログラムの提供など、様々な学習機会をとおしての指導者の育成・確保に努めているが、まだまだ人材は不足している。

また、社会学習や余暇活動ができる地域の活動拠点として、公民館やコミュニティセンターの開放を推進するため、地域拠点活動の意識改革を図る必要がある。勤労青少年ホームなどの関連施設を地域活動の集大成の場、または町民の総体的な学習活動施設として位置づけることで、地域拠点施設と役割分担を推進するとともに拠点活動団体のネットワークを構築し、生涯学習におけるまちづくり活動の強化を行っている。しかし、公民館事業は地域差が生じており、人口減少の推移を見据えた地域間連携や公民館の集約化など、持続可能な仕組みづくりが急務となる。

イ 対策

① 生涯学習のまちづくり活動の強化

平内町教育施策の大綱に基づき、コミュニティのつながりを強化し、多角的な学習機会を進める。町内会活動への出前講座の内容を充実させるなど、地域のニーズを的確にとらえて積極的に提供するため、推進会議と推進本部が情報共有を図りながら、行政と町民が一体となって取組を進める。

また、生涯学習の拠点となる公民館が、あらゆる世代が安心して活用できるよう、平内町公共施設等総合管理計画に基づき、耐震化やバリアフリー化等の整備を進める。

② 生涯学習プログラムの構築

幅広い分野の団体やグループの活動を総合した生涯学習のまちづくりの組織体系を進める。町民一人ひとりが生涯学習プログラムに基づいた行動計画を立て、いつでも、どこでも、生涯にわたって進んで学び、学習した成果を社会還元する喜びを味わえるよう「ひとり1学習プラン」を推進し、生涯学習に関する情報や学習機会を体系化して提供する「ひらないカレッジ」や、職員が講師となって地域に出向く「ふれあい出前講座」などに取り組む。

また、座学だけではなく、体験学習に取り組むなど、各世代が参加できる多様な機会を提供していく。

<施設水準の目標>

- ・平内町公共施設等総合管理計画の方針に則り、長寿命化やライフサイクルコストの削減を図りながらも、施設の耐震対策、防災機能の確保を通じて、利用者の安心・安全を確保する。

<目標>

- ・講座の継続：年間10講座
- ・カレッジ登録者数：年間70名
- ・受講者数：年間350名

(3) スポーツ・レクリエーションの振興

ア 現況と問題点

町民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができるよう、各種施設の老朽化解消と設備強化・充実が急務といえる。

また、少子化により団体競技等でチームが編成できず、競技が限定されてしまうこと、活動場所や指導者の確保・育成も課題となっている。

イ 対策

① スポーツ環境の整備

各種施設の老朽化の解消、設備の充実に取り組むとともに、公認競技の開催が可能となるよう総合的な施設・周辺環境整備を検討する。

また、各種スポーツの活動の場の提供や指導者などの人材確保・育成に努める。

② 町民「ひとり1スポーツプラン」の推進

町民の誰もが目的に応じて、スポーツ・レクリエーションに親しむことができる場として、コミュニティセンターや学校施設を地域に開放するなど、日常生活の中でスポーツに取り組める環境づくりを進めていく。

また、夜越山森林公園、夏泊半島でのアウトドアスポーツを推進するなど、町民の心のリフレッシュや健康づくりに取り組むため、関係機関や団体等との連携強化を図る。

<施設水準の目標>

- ・平内町公共施設等総合管理計画の方針に則り、長寿命化やライフサイクルコストの削減を図

りながらも、施設の耐震対策、防災機能の確保を通じて、利用者の安心・安全を確保する。

<目標>

- ・総合型地域スポーツクラブの継続的な運営：会員数100名
- ・総合型地域スポーツクラブ種目数：2種目を維持

(4) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
教育の振興	(1)学校教育関連施設 ○校舎	小・中学校非構造物耐震化事業	町		
		小学校暖房器改修事業	町		
		小学校校舎(外壁)改修事業	町		
		小学校校舎(屋上防水)改修事業	町		
	○屋内運動場	小学校体育館(屋根)改修事業	町		
		小・中学校体育館(エアコン)設置事業	町		
		小・中学校校舎(照明)改修事業	町		
	○給食施設	学校給食センターボイラー更新事業	町		
		学校給食センター照明改修事業	町		
	(3)集会施設、体育施設等	○公民館	公民館分館改修工事(含老朽化改善)	町	
			○体育施設	町立体育館防火カーテン設置	町
			町立体育館ステージ化粧幕新調	町	
			陸上競技場管理棟トイレ改修	町	
		町立体育館浅所分館照明灯LED化	町		
(4)過疎地域持続的 発展特別事業	○義務教育	スクールバス運行委託事業	町		
		【事業内容】 遠距離通学をする児童等の安全・安心な通学手段及び負担の軽減のため、スクールバスの運行事業を委託する。			

		<p>【事業の必要性】 住んでいる地域による格差を解消するため、教育環境を整備する必要がある。</p> <p>【見込まれる事業効果】 児童、保護者等の通学負担が軽減されるとともに、安心・安全な移動が確保され、教育環境の整備が図られる。</p> <p>学校教育充実事業</p> <p>【事業内容】 中学校の生徒の学力向上のため、各校の重点強化科目に沿った臨時教諭を雇用する。</p> <p>【事業の必要性】 中学校生徒の学力向上のため必要なものである。</p> <p>【見込まれる事業効果】 教員の負担が軽減されることにより、学校での学習環境が整い、中学校生徒の学力の向上が見込まれる。</p>	町
--	--	---	---

(5) 公共施設等総合管理計画との整合性

平内町公共施設等総合管理計画では、学校教育関連施設や公民館などの公共建築物について以下のとおり定めており、「集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備」として整備することとしている公共施設等における水準の目標と合致していることから、本計画は公共施設等総合管理計画と整合が図られている。

<公共建築物（小中学校）の基本方針>

- ・学校施設の継続的な維持保全を行うため、維持保全に係る各種電子データ管理による、効率的な維持保全の実施を検討する。また、学校施設の環境改善を図るため、耐久性や機能向上を含めた学校施設の老朽化改善を検討する。
- ・人口減少に伴う少子化により学校施設の余剰や老朽校舎の解消を念頭に置き、将来の児童生徒数に見合った適正規模の学校づくりを推進する。

<公共建築物（公営住宅・小中学校以外）の基本方針>

- ・全庁的な視点のもと不要不急な工事を避け、計画的な施設の保全を行い、施設を安心・安全に利用できる状態を維持するとともに、長寿命化やライフサイクルコストの縮減に努める。

10 集落の整備

(1) 集落の整備

ア 現況と問題点

北に半島が突出し、南には山岳地帯という当町の地理的環境から、中心地域以外の集落は間隔を開けて点在するように形成されており、集落と集落を県道や町道が結んでいる。

集落数としては、大きく旧小学校学区の12地区に分けられるが、少子化の影響により、小・中学校は計画的に統廃合が進められてきた。

交通事情としては、公共交通機関の種類やその本数が少ないため、また、一次産業が盛んな集落も多く、職業上の理由からも自家用車が主な交通手段として普及している。また、集落を結ぶ道路は限られており、普段通行している生活道路が災害等により閉鎖された場合、緊急時の最短ルートが確保できない集落も多い。

また、人口減少や少子高齢化により地域活動の担い手が不足し、伝統芸能や祭りの継承が困難になる等、地域社会の活力低下が表面化してきている。

地理的環境や交通事情、生活習慣等が集落ごとに実情が異なるため、課題や解決方法も様々であり、さらに著しく地域社会の機能が低下した場合、単独集落での活動が困難になることも考えられる。

イ 対策

まずは、すべての生活に直結する安全・安心な道路ネットワークの確保は今後も最重要課題であることに変わりなく、引き続き要望や整備を行う。

そのほか、各集落でも農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業に加え、公共下水事業、市町村設置型合併処理浄化槽事業を着実に進め、遅れている中心市街地の生活環境の改善を図るとともに、雪堆積場の整備を進め公共による除排雪の充実を図るほか、克雪対策として地域住民の管理運営による河川水や海水を利用した流雪溝、下水処理水利用による融雪溝の整備・拡充を図るなど定住を促進する快適な生活の確保に努めていく。

また、少子高齢化は今後も続いていくことが予想されるが、集落の維持のため、地域住民同士の交流や憩いの場となる集会施設等の整備も計画的に進める。

さらに、持続可能な地域づくりを目指して、住民が自らの集落の現状や資源を把握し、将来どうあるべきかを見据えながら目標を設定し活動する等、地域住民が主体となった課題解決の仕組みへの支援体制の構築に努め、地域への愛着と誇りを醸成するとともに、集落の活性化や潤いのある暮らしを実現していく。なお、これらの支援にあたっては集落整備に関する各種補助事業や支援制度、外部人材の活用も視野に入れながら、生活関連サービスの確保等を図る。

<目標>

- ・地域運営組織数：1団体以上

(2) 広域行政の推進

ア 現況と問題点

住民が必要とするサービスは基礎自治体が提供することが基本となるが、広域的に取り組んだ方が効率的なものもあり、当町では、東青地域の市町村と青森地域広域事務組合を構成し、観光、ごみ、し尿、介護保険の認定審査会及び消防などの事務について共同処理を実施し、大

きな成果を得てきた。

しかし、地方分権改革の進展、人口減少時代の到来や、厳しさを増す財政状況など、近年の急激な社会経済情勢の変化に対応するため、今日の自治体が果たすべき役割はますます増大している。このことから、新たに生ずる行政課題を洗い出すとともに、広域行政による事務事業の効率性と財政事情を考慮し、様々な課題に的確に対応を可能にする組織づくりによって、新たな広域行政のあらゆる取り組みを模索し、柔軟に対応する必要がある。

イ 対策

① 地方分権に対応できる組織づくりの推進

複雑・多様化する行政需要に加え、地方分権改革の進展に伴う環境の変化に対応しながら、地方自治体の事務事業を適正に遂行し、健全で効率的な行財政の町を築くため、町単独か広域での的確な判断のもとに、広域行政についてはこれまでの一部事務組合における事務の共同処理のほか、今後予測される情報などの新たな分野での事務も視野に入れ、構成市町村の共同歩調により既存の広域行政組織の充実を図る。

また、より住民ニーズに合った行政サービスの供給にも迅速に対応できるよう、構成市町村としての組織づくりを推進する。

② 広域行政の新たな枠組みの構築

交通や情報の発達により地域住民の日常生活圏は行政区域を越えて拡大し、今後さらに、広域化、流動化していく可能性が高いことに配慮し、あらゆる行政分野において、その効率性や効果を評価、点検し、広域が実施すべきものと各市町村が単独で実施するもの、あるいは合併による地域社会の再編も視野に入れながら、広域の枠組みを的確に判断し、無駄のない単独行政と広域行政の新たな関係づくりを推進する。

<施設水準の目標>

- ・平内町公共施設等総合管理計画の方針に則り、長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図りながらも、施設の耐震対策、防災機能の確保を通じて、利用者の安心・安全を確保する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 ○集落整備	集落活性化支援事業 【事業内容】 集落の活性化を目的として、町内会が自主的・自立的に行う取組に対し補助する。	町・ 町内会	

		<p>【事業の必要性】 持続可能な地域社会を構築するため、集落における自主的な地域づくりが必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果】 集落が活性化することで、住民全体の良好で快適な生活環境の形成が見込まれる。</p>		
--	--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

平内町公共施設等総合管理計画では、公共建築物について以下のとおり定めており、「集落の整備」として整備することとしている公共施設等における水準の目標のうち、安心・安全に利用できる状態の維持の点で合致していることから、本計画は公共施設等総合管理計画と整合が図られている。

<公共建築物（公営住宅・小中学校以外）の基本方針>

- ・全庁的な視点のもと不要不急な工事を避け、計画的な施設の保全を行い、施設を安心・安全に利用できる状態を維持するとともに、長寿命化やライフサイクルコストの縮減に努める。

1 1 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等

ア 現況と問題点

当町は豊かな自然・風土のもと、長い歴史の流れの中で様々な文化を受容しつつ、多様で特色ある優れた文化を育んできた。各地域の獅子舞や権現舞、剣舞、裸参りなどは、町独特の伝統芸能・習俗となっている。

また、津軽三味線の名人、初代高橋竹山は当町の名誉町民でもあり、その類い稀な音感を生かした数多くの作品は国内を超えて世界でも評価されており、竹山を知らない若い世代をはじめ、より多くの人に竹山の「音」をしっかりと引き継いでいく必要がある。

芸術や文化に対する興味関心を喚起するため、町民が芸術・文化に親しめるようイベントを企画しているものの、一過性となっている。

一方、伝統芸能については、担い手不足が深刻な状況であり、保存・継承のための対策が急務である。文化遺産についても、学芸員など専門知識を有する人材が不足しているため、管理・活用が難しい状況となっていることから、人材育成が必要である。

イ 対策

① 芸術・文化へのふれあいの促進

国内外の優れた音楽や芸能などの芸術・文化公演を実施し、「見る」「聞く」「触れる」機会を提供するなど、芸術・文化に対する興味関心をさらに喚起し、町民が生涯にわたって芸術・文化が親しめるよう取組を進める。

また、次世代を担う青少年の豊かな創造性や表現力、情操を養うため、幼い頃から文化遺産、伝統芸能、芸術活動に触れる機会を数多く提供するなど、様々な取組を実施する。

② 芸術・文化活動への支援

公民分館やコミュニティセンターをはじめとした公共施設の開放を促進し、文化芸術団体、各種サークルによる発表会や講演会、展示会など町民との交流の場づくりに努める。また、地域に根ざした多くの伝統芸能を継承するため、人材確保・育成をめざすとともに、活動に取り組める環境づくりと積極的に継承活動に取り組む団体の活動を支援する。

③ 歴史的文化遺産の保存・活用

町の貴重な文化遺産の維持・保存に努める。津軽三味線の名人である初代高橋竹山が残した「音」「語り」「足跡」もまた、かけがえのない文化遺産であることから、芸術・文化芸術活動を支援する体制づくりに努める。

<目標>

- ・各団体の活動継続：30団体を維持

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進

ア 現況と問題点

地球環境への負荷低減のため、循環型社会への転換が世界的に求められている。

当町では、環境保全に資する循環型社会の形成をめざし、ごみの減量化や適正処理、資源の再利用、再生可能エネルギーの推進等に継続的に取り組むことにより、環境に負荷をかけない暮らしへの転換を推進する必要がある。

また、循環型の持続可能なまちづくりを推進するためにも、町民や地域、各種団体、事業者が身近なことから自発的に取り組める環境づくりの必要がある。

イ 対策

太陽光を利用した設備の導入・活用を推進する。また、公共施設等の新設や大規模改修の際は、再生可能エネルギーの利用や設備の導入を推進する。

<公共建築物（公営住宅・小中学校以外）の基本方針>

- ・全庁的な視点のもと不要不急な工事を避け、計画的な施設の保全を行い、施設を安心・安全に利用できる状態を維持するとともに、長寿命化やライフサイクルコストの縮減に努める。

<目標>

- ・温室効果ガス排出量を削減：平成30年度比－32.4%

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 自然環境の保全とエコ（ECO）対策の充実

ア 現況と問題点

地球温暖化をはじめオゾン層の破壊、酸性雨や有害物質の発生など、地球規模の自然環境破壊は平均気温の上昇だけとは限らず、風水害の激化・頻発など気候の変化として現れている。私たちが生活する上で熱中症患者の増加、作物の生育不良、漁場環境の劣化等、人の健康や第一次産業等に対してこれまでになかったリスクを及ぼす可能性がある深刻な問題である。近年は海洋ごみ問題が新たな環境汚染問題として喫緊の課題となっている。

当町では、環境に対して大きな負荷を与える危険性は低いものの、基幹産業であるホタテガイ養殖漁業を維持・発展させていくためには、率先して陸奥湾のクリーンアップに努める必要がある。

また、夏泊半島をはじめとする風光明媚な自然環境を次世代の子どもたちに引き継ぐためにも、高い意識を持って環境保全に努めていく必要がある。

イ 対策

① 町民・事業所の意識啓発

自然環境にめぐまれた郷土を守り続けるために、町民、事業者等が環境意識の共有化を図り、町民に対して簡易包装やマイバッグの携帯など心がけるよう呼びかける。

また、エコドライブの実践に努めるよう周知を進める。

② 陸奥湾の浄化の促進

基幹産業であるホタテガイ養殖漁業は環境汚染に弱い閉鎖的な陸奥湾に大きく依存していることから、率先して陸奥湾の浄化活動の推進を図る。町民に対して自然環境の大切さなどを学ぶ機会を提供し、「海を守る」意識を高める活動を推進する。

また、ごみ発生抑制活動や海洋漂着ごみの回収活動を支援する体制づくりに努める。

③ 環境にやさしいエコ（ECO）のまちづくり

温室効果ガスの排出削減を図るため、当町の地域性を活かした再生可能エネルギー導入の情報を収集し、地球温暖化防止の一助となる施策に努める。また、省エネルギー対策として節電や低燃費車・低公害車等の利用推進や事務用品・備品の長期使用を心がけ、使い捨て製品の抑制やリサイクルの推進に努めるよう周知する。

<目標>

- ・環境問題に対する意識啓発：環境問題の共通認識
- ・学習機会の増加：毎年実施

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、 人間育成	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 ○移住・定住	<p>移住定住促進事業</p> <p>【事業内容】 町内に定住することを目的に住宅を取得する際及び賃貸住宅に入居する際に補助金を交付する。</p> <p>【事業の必要性】 過疎化の進行が著しい当町において、人口減少の抑制を図る必要がある。</p> <p>【見込まれる事業効果】 住居に係る費用を補助することで、移住者・定住者の増加が期待できる。</p>	町	<p>【施策の効果】 移住希望者を定住へと導くことができ、人口の社会的減少の抑制、あるいは緩やかにすることが期待できることから、持続的発展に必要な事業である。</p>
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(10)過疎地域持続的 発展特別事業 ○公共交通	<p>生活路線バス運行委託事業</p> <p>【事業内容】 町内のバスの運行を民間事業者へ委託し、住民の生活に必要な交通手段を確保する。</p> <p>【事業の必要性】 住民が安心して暮らせるための公共交通を確保し、交通空白地域や交通不便地域の解消を図る必要がある。</p> <p>【見込まれる事業効果】 住民が安心して暮らせるための交通手段の確保が期待できる。</p>	町	<p>【施策の効果】 将来的に交通弱者になると見込まれた場合でも、交通手段を確保し、日常生活の移動が維持され、安心できる生活環境が整備されることで、人口の社会的減少の抑制が期待できることから、持続的発展に必要な事業である。</p>

		<p>デマンド型交通運行委託事業</p> <p>【事業内容】 デマンド型交通の運行を民間事業者へ委託し、住民の生活に必要な交通手段を確保する。</p> <p>【事業の必要性】 住民が安心して暮らせるための公共交通を確保し、利用需要に合わせて運行できる交通サービスを導入することで、交通不便地域の解消を図る必要がある。</p> <p>【見込まれる事業効果】 住民が安心して暮らせるための交通手段の確保が期待できる。</p>	<p>町</p> <p>【施策の効果】 将来的に交通弱者になると見込まれた場合でも、予約に応じて運行する仕組みにより確実な交通手段を提供でき、日常生活の移動が継続的に保障される。既存の公共交通では対応が難しい生活圏にも細やかに対応できるため、外出機会が維持され、生活不安が軽減されることから持続的発展に必要な事業である。</p>
<p>6 子育て環境の確保 高齢者等の保健 及び福祉の向上 及び増進</p>	<p>(8)過疎地域持続的 発展特別事業 ○児童福祉</p>	<p>保育料無償化事業</p> <p>【事業内容】 第1子からの保育料及び副食費を無償化する。</p> <p>【事業の必要性】 保育料の無償化は、少子化防止と過疎地域の人口減少に歯止めをかけ、定住促進を促す観点から必要なものである。</p> <p>【見込まれる事業効果】 子育て世代の経済的負担を軽減し、子育てできる環境の改善が期待できる。</p>	<p>町</p> <p>【施策の効果】 子育て環境の整備を図ることで、合計特殊出生率の改善、少子化防止が見込まれるとともに、子育て世代の移住・定住にもつながるため、人口の社会的減少の抑制と自然増が期待できることから、持続的発展に必要な事業である。</p>

	<p>子ども医療費無償化事業</p> <p>【事業内容】 高校卒業までの子どもにかかる医療費の助成を行う。</p> <p>【事業の必要性】 医療費の助成は、少子化防止と過疎地域の人口減少に歯止めをかけ、定住促進を促す観点から必要なものである。</p> <p>【見込まれる事業効果】 高校卒業までの子どもにかかる医療費の助成を行い、早期に治療を促進することにより、子どもの健全育成の向上を図り、子育て環境の改善が期待できる。</p>	町	<p>【施策の効果】 子育て環境の整備を図ることで、合計特殊出生率の改善、少子化防止が見込まれるとともに、子育て世代の移住・定住にもつながるため、人口の社会的減少の抑制と自然増が期待できることから、持続的発展に必要な事業である。</p>
	<p>予防接種事業</p> <p>【事業内容】 中学卒業までの子どもにかかるインフルエンザワクチン接種費用の助成を行う。</p> <p>【事業の必要性】 インフルエンザワクチン接種費用の助成は、少子化防止と過疎地域の人口減少に歯止めをかけ、定住促進を促す観点から必要なものである。</p> <p>【見込まれる事業効果】 中学卒業までの子どもにかかるインフルエンザワクチン接種費用の助成を行い、インフルエンザの罹患や重症化を予防促進することにより、子どもの健全育成の向上を図り、子育て環境の改善が期待できる。</p>	町	<p>【施策の効果】 子育て環境の整備を図ることで、合計特殊出生率の改善、少子化防止が見込まれるとともに、子育て世代の移住・定住にもつながるため、人口の社会的減少の抑制と自然増が期待できることから、持続的発展に必要な事業である。</p>

	<p>○高齢者・障害者福祉</p>	<p>町民バス高齢者等無償化事業</p> <p>【事業内容】 70歳以上の高齢者や65歳以上の運転免許証自主返納者、障害者手帳等を所持する方に町民バスを無料で利用できる福祉乗車証を交付する。</p> <p>【事業の必要性】 高齢者等を対象とした町民バスの無償化は、高齢者等の移動手段の確保の観点から必要なものである。</p> <p>【見込まれる事業効果】 高齢者等の移動手段を確保することにより、外出機会の増加や生活行動範囲の拡大が期待できる。</p>	<p>町</p>	<p>【施策の効果】 生活行動範囲の拡大により、友人や地域の人などとのコミュニケーションの機会が増え、認知機能の向上に資することができる。また、自らの知識、経験を生かしてボランティア、町内会、地域行事などでの社会貢献の機会確保も可能となり、地域の活性化に繋がることから、持続的発展に必要な事業である。</p>
<p>8 教育の振興</p>	<p>(4)過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>○義務教育</p>	<p>スクールバス運行委託事業</p> <p>【事業内容】 遠距離通学をする児童等の安全・安心な通学手段及び負担の軽減のため、スクールバスの運行事業を委託する。</p> <p>【事業の必要性】 住んでいる地域による格差を解消するため、教育環境を整備する必要がある。</p> <p>【見込まれる事業効果】 児童、保護者等の通学負担が軽減されるとともに、安心・安全な移動が確保され、教育環境の整備が図られる。</p>	<p>町</p>	<p>【施策の効果】 地域の教育格差を解消し、学力の向上が見込まれるとともに、教育環境の整備を図ることで、子育て世代の定住が促進され、人口の社会的減少の抑制が期待できることから、持続的発展に必要な事業である。</p>

9 集落の整備	(3)過疎地域持続的 発展特別事業	<p>学校教育充実事業</p> <p>【事業内容】 中学校の生徒の学力向上のため、各校の重点強化科目に沿った臨時教諭を雇用する。</p> <p>【事業の必要性】 中学校生徒の学力向上のため必要なものである。</p> <p>【見込まれる事業効果】 教員の負担が軽減されることにより、学校での学習環境が整い、中学校生徒の学力の向上が見込まれる。</p>	町	<p>【施策の効果】 教員の負担を軽減することで、学校での教育環境が整い、学力の向上が見込まれ、地域の教育格差の解消が図られるため、子育て世代の定住が促進され、人口の社会的減少の抑制が期待できることから、持続的発展に必要な事業である。</p>
	○集落整備	<p>集落活性化支援事業</p> <p>【事業内容】 集落の活性化を目的として、町内会が自主的・自立的に行う取組に対し補助する。</p> <p>【事業の必要性】 持続可能な地域社会を構築するため、集落における自主的な地域づくりが必要である。</p> <p>【見込まれる事業効果】 集落が活性化することで、住民主体の良好で快適な生活環境の形成が見込まれる。</p>	町	<p>【施策の効果】 自主的・自立的な取組が行われることで、集落が活性化され、人口の社会的減少の抑制が期待できることから、持続的発展に必要な事業である。</p>